

平成 1 8 年

第 1 回柳泉園組合議会定例会会議録

平成 1 8 年 2 月 2 3 日開会

柳泉園組合議会

平成18年第1回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	4
・諸般の報告	4
・施政方針	4
・行政報告	4
・議案第1号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 8
・議案第2号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 8
・議案第3号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 1
・議案第4号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 3
・議案第5号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 5
・議案第6号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 9
・議案第7号（上程、説明、質疑、討論、採決）	5 2
・議案第8号（上程、説明、質疑、討論、採決）	5 2
・議案第9号（上程、説明、採決）	7 0
○閉 会	7 2

平成18年第1回
柳泉園組合議会定例会会議録

平成18年2月23日 開会

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 諸般の報告
- 4 施政方針
- 5 行政報告
- 6 議案第1号 柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 7 議案第2号 柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 8 議案第3号 柳泉園組合助役の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 9 議案第4号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 10 議案第5号 柳泉園組合緑地公園条例
- 11 議案第6号 平成17年度柳泉園組合一般会計補正予算
- 12 議案第7号 平成18年度柳泉園組合経費の負担金について
- 13 議案第8号 平成18年度柳泉園組合一般会計予算
- 14 議案第9号 柳泉園組合助役の選任につき同意を求めることについて

1 出席議員

- | | |
|----------|---------|
| 1番 並木克巳 | 2番 白石玲子 |
| 3番 上田芳裕 | 4番 山崎英昭 |
| 5番 高梨功 | 6番 相馬和弘 |
| 7番 西畑春政 | 8番 小野幸子 |
| 9番 粕谷いさむ | |

2 関係者の出席

管 理 者	星 野 繁
副 管 理 者	野 崎 重 弥
副 管 理 者	坂 口 光 治
助 役	新 井 正 夫
収 入 役	石 津 省 次
清瀬市市民生活部長	金 子 宗 助
東久留米市環境部長	内 田 國 夫
西東京市環境防災部長	大 森 文 夫

3 事務局・書記の出席

参事	平 山 福 美
総務課長補佐	涌 井 敬 太
施設管理課長	大 野 常 雄
技術課長	西 尾 英 臣
施設管理課主幹	蛭 田 義 一
技術課主幹	田 春 政 雄
書記	山 田 邦 彦
書記	井 上 卓
書記	米 持 讓

午前10時00分 開会

○議長（相馬和弘） 定足数に達しておりますので、ただいまより平成18年第1回柳泉園組合議会定例会を開きます。

地方自治法第121条の規定により、管理者を初め関係者の出席を求めています。

○議長（相馬和弘） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことについて、2月16日に代表者会議が開催されておりますので、当日出席いただきました並木克巳代表委員に報告を求めます。

○1番（並木克巳） 去る2月16日、代表者会議が開催され、平成18年第1回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

平成18年第1回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、2月23日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程としましては、お手元に既に御配付のとおりであります。

まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第4、施政方針」及び「日程第5、行政報告」を続けて行い、質疑は行政報告の終了後に一括してお受けします。

次に、議案審議に入り、「日程第6、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」、「日程第7、議案第2号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は関連がございますので、一括上程し、個々に採決いたします。

次に、「日程第8、議案第3号、柳泉園組合助役の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、採決いたします。

次に、「日程第9、議案第4号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、採決いたします。

次に、「日程第10、議案第5号、柳泉園組合緑地公園条例」を上程し、採決いたします。

次に、「日程第11、議案第6号、平成17年度柳泉園組合一般会計補正予算」を上程し、採決いたします。

次に、「日程第12、議案第7号、平成18年度柳泉園組合経費の負担金について」、「日程第13、議案第8号、平成18年度柳泉園組合一般会計予算」は関連がございますので、一括上程し、個々に採決いたします。

最後に、「日程第14、議案第9号、柳泉園組合助役の選任につき同意を求めることについて」を上程し、採決いたします。

以上で本日予定された日程がすべて終了となり、第1回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（相馬和弘） 報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の報告のとおり本日1日とし、日程表

のとおりといたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（相馬和弘） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の両君を指名いたします。

第3番、上田芳裕議員、第4番、山崎英昭議員、以上のお二方をお願いいたします。

○議長（相馬和弘） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（相馬和弘） 「日程第4、施政方針」及び「日程第5、行政報告」を続けて行います。

なお、質疑につきましては、行政報告が終了した後、一括してお受けをいたします。

まず、施政方針を行います。

○管理者（星野繁） 平成18年第1会定例会の開催に当たりまして、施政方針を申し上げる前に一言ごあいさつを申し上げます。

各市とも定例会を控えまして何かとお忙しい中、議員の皆様におかれましては本日の定例会に御出席いただきまして厚く御礼申し上げます。本年度におきましても議会の皆様方の御理解と御協力を賜りまして柳泉園組合事業の円滑な推進、諸課題に全力を挙げてまいりつもりでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、本日の定例会におきましては、御案内のとおり、専決処分の御報告を初め、条例並びに平成18年度の予算案など9件の議案を御提案申し上げます。御審議を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。

続きまして、施政方針を申し上げます。

平成18年第1回柳泉園組合議会定例会に当たりまして、組合運営上の重要な課題及び平成18年度事業の基本的な考え方を申し述べ、組合議会議員の皆様並びに関係市の市民

の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

初めに、柳泉園組合負担金の負担方法の見直しについて申し上げます。

関係市が負担する組合の負担金は、西東京市が設置されることに伴いまして、当時の管理者会議におきまして、平成17年度に負担金を見直し、その検討結果を踏まえ、平成18年度予算に反映することになっております。そこで、平成17年度当初から、施設整備に係る財産的な経費と施設の維持管理に係る経常的経費の負担方法については、改めてその考え方を整理、確認するため関係市と協議を行ってまいりました。その結果、西東京市が設置される以前に実施した事業及び実施することを決定していた事業に係る公債費は、その償還が終了するまでは従前の負担方法を継続することといたしました。また、関係市に共通する経費については、その区分を見直し、議会費の全額、総務費の一部及び厚生施設の運営に係る経費を財産的経費に改め、3市均等に負担することとし、見直し後の計算方法で、平成18年度予算の負担金とすることにしたものでございます。

なお、私車処分費の精算方法についても、ごみ処理手数料をもとに算出する方法に改めることとしました。

次に、運営経費の節減策について申し上げます。

関係市の厳しい財政状況のもと、組合の運営経費を節減し、負担金以外の収入をふやすため、維持管理経費を極力節減することを基本にして、これまでの慣習にとられることなく、不断に改善する視点に立って業務を遂行することに努め、その結果を予算に反映することによりまして関係市の負担金を抑制するよう努力してまいります。

このため、歳出予算の関係においては、クリーンポート施設を安定的、効率的に稼働することにより発電電力を最大限に確保し、施設の消費電力を最小限に抑え、さらに関係市の協力のもとにごみの減量化と資源物の回収に努め、ごみ処理量を抑制するとともに施設の修繕及び消耗品等に要する経費を節減することに努めまして、貴重な財源を有効に生かすための工夫を徹底いたします。

なお、歳入予算の関係においては、ごみ処理手数料は、受益者負担の原則に従い処理原価に基づく料金に改定し、さらに施設で回収した資源物類の収入の増加を図ります。

次に、人事管理について申し上げます。

組合運営の執行体制は、関係市を初めとする他団体の例に漏れず、平成18年度以降において団塊の世代が退職する状況を迎え、将来の組合運営を担う次世代の職員を中心とする組織に移行するため、適切な事務管理のノウハウを継承する必要があります。今後の事

務事業の推進に影響がないよう円滑に進めることが求められるため、人材育成を強化してまいりたいと考えています。

次に、関係市との連携について申し上げます。

組合の施設運営を円滑に進めるために関係市との意思の疎通を図り、緊密な連絡体制を確立することが極めて重要であります。当組合と関係市の清掃担当部課長による事務連絡協議会の開催も、このような考え方により継続いたしまして、意思の疎通を欠くことのないように以前にも増して充実することに努めてまいります。

また、平成10年度から組合と関係市の間で行っております職員の人事交流につきましては、職員の能力や資質の向上に、さらに関係市との意思の疎通の円滑化に役立つものと考えておりますので、今後も続けてまいりたいと考えております。

次に、組合運営の情報について申し上げます。

組合運営につきましては、各方面から高い関心が示されている状況にありますので、可能な限り保有する情報を公表することが求められています。このため、施設及びその維持管理に関する内容については、組合のホームページ及び組合ニュースにおいて掲載し、公表している状況にありますが、今後はさらに人事行政の運営等についても公表をしてまいりたいと考えております。

また、組合の施設における環境に配慮する取り組み状況についても、環境負荷を低減するための方針及び行動計画等の内容を掲載する「環境白書」を策定し、職員の意識の向上を図り、環境保全の活動を推進するとともに関係する情報を提供し、社会的な説明責任を果たすことといたします。

次に、仮称「緑地公園」の運営について申し上げます。

平成17年度において、旧第二工場の解体と跡地を緑化整備する工事が完了いたします。本事業は、総務省及び東京都総務局との協議の結果、地域の活性化に向けた対象事業として、交付税措置の対象となる地域活性化事業債の発行を認めていただいたものであり、施設を解体した跡地は公園緑地として整備することから、施設を適正に管理するための緑地公園条例を制定し、4月から関係市及び組合周辺住民の皆様へ開放してまいります。なお、今定例会に条例案を提出しておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

次に、事務執行の適正化と効率化について申し上げます。

柳泉園組合は、主に関係市の負担金によって運営をされていますので、事務の執行に当たっては、関係市が極めて厳しい財政状況にあることを念頭に、適正な事務執行に努める

ことが極めて重要であると考えます。そこで、本年度は行財政改革の推進を図り、社会情勢の変化に対応した健全な清掃行政を実現するため、組合職員と関係市の清掃担当部課長等をもって組織する行財政改革推進委員会を設置し、将来を踏まえた人員配置及び人材育成に関すること、事務事業の合理化に関すること及び経費節減を含む行財政改革に関することなど、事務事業全体を検証し、その改善に向けて検討してまいります。

次に、平成18年度予算の方針と主な事業について申し上げます。

本年度の予算は、ごみ処理施設の維持管理及び施設整備債の償還に係る経費が多くの割合を占めていますが、その予算編成に当たりましては、関係市の財政状況が極めて厳しいことを踏まえ、柳泉園組合といたしましても、財源の確保と経費の節減などにより関係市の負担金を極力少なくすることに努めました。そのことにより関係市の負担金は、前年度と比べ1億9,724万6,000円、8.2%減額いたしました。

なお、職員数につきましては、職員の定年退職による補充は原則行わないこととしておりますので、本年度の職員数は59人の定数に対し4人減になりますが、再任用職員と人材派遣職員で対応するとともに、引き続き助役の期末手当の12%及び管理職手当の10%の削減などを行いまして、人件費の抑制に努めてまいります。

次に、平成18年度の主な事業について申し上げます。

可燃ごみの処理につきましては、関係市の搬入計画に基づきまして、年間搬入量を平成16年度実績に比べ1.3%増の7万6,633トンを見込んでおります。さらに、不燃ごみ及び粗大ごみ中の軟質系プラスチック類その他可燃物も合わせ、クリーンポートで焼却処理をいたします。

不燃ごみ及び粗大ごみの処理につきましては、年間搬入量を可燃ごみと同様の計画によりまして、16年度実績に比べ1.1%減の1万3,797トンを見込んでいます。この不燃ごみ等は、粗大ごみ処理施設で処理をいたします。

資源物の処理につきましては、16年度実績に比べ16.4%減の9,250トンを見込んでいます。この資源物は、リサイクルセンターで選別・梱包などした上で資源化の予定でございます。

し尿の処理につきましては、16年度実績に比べ10.1%減の2,595キロリットルを見込んでいます。

厚生施設「柳泉園グランドパーク」の施設運営につきましては、引き続き嘱託職員及び臨時職員で対応してまいります。また、施設の管理に当たりましては、利用者の増加に努

めるとともに適正な水質管理を維持し、安全管理に努めてまいります。

最後に、平成17年度末には旧第二工場の解体・緑化整備工事が完了しますが、今後、粗大ごみ施設の整備やし尿処理施設のあり方など諸課題は山積しています。関係市のかつてない厳しい財政状況下において新たな事業展開を進めるためには、極めて厳しい局面が考えられますが、それを乗り切っていかなければならないと考えています。このため、組合議員の皆様、関係市の市民の皆様並びに周辺住民の皆様の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げまして、平成18年度の施政方針とさせていただきます。

○議長（相馬和弘） 次に、行政報告を行います。

○助役（新井正夫） 今回は、平成17年11月から平成18年1月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営についての御報告でございます。

それでは、初めに、1ページ目の総務関係でございます。

まず、関係市の清掃担当部課長等をもって構成する柳泉園組合事務連絡協議会については、今期は2回開催いたしました。その中で、柳泉園組合負担金の負担方法等について検討を行いました。

また、1ページに記載の見学者の状況につきましては、表1に記載のとおりでございます。今期は12件、491人の見学者がございました。このうち小学校の社会科見学が6件、425人ございました。

続きまして、ごみ処理手数料の徴収状況につきましては、表2に記載のとおりでございます。

また、契約の状況につきましては、別紙、行政報告資料に記載しております。

次に、3ページに記載のごみ処理施設関係をごらんください。

初めに、ごみ及び資源物の搬入状況でございます。今期のごみの搬入量は2万3,066トンで、昨年同期の2万2,996トンに比べ70トン、0.3%増加しております。また、資源物の搬入量は2,382トンで、昨年同期の2,666トンに比べ284トン、10.7%減少しております。内訳につきましては記載のとおりでございます。

次に、施設の稼働状況でございます。

まず、柳泉園クリーンポートは順調に稼働しております。排ガス中及び土壌中のダイオキシン類測定につきましては、周辺自治会の方の立ち会いのもと実施いたしました。

不燃、粗大ごみ処理施設では、軟質系プラスチック類を含む可燃物について3カ月間の合計で2,540トンをクリーンポートに搬入して焼却処理いたしました。また、それぞれ

の施設を適正に維持するため、記載の定期点検整備等を行いました。

次に、4ページの最終処分場への運搬でございます。

焼却残渣については、引き続き東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合日の出町二ツ塚処分場へ順調に運搬作業が行われております。

次に、5ページをお開きください。表3-1から表3-4につきましては、今期中のごみ搬入状況を種類別にまとめたものでございます。

以下9ページに記載の表1-1までは、ごみ及び資源物の搬入量及び処理量等を表にまとめたものでございます。それぞれの内容は記載のとおりでございます。

また、10ページの表1-2から11ページの表1-4までは、クリーンポートで行いました各種測定結果についてまとめた内容でございます。

表1-2のばい煙測定結果でございますが、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物及び硫黄酸化物については、それぞれ排出基準に適合いたしております。

表1-3につきましては、11月25日及び12月22日にそれぞれ実施いたしました柳泉園クリーンポートにおける排ガス、排水、焼却灰、ばいじん及び作業環境のダイオキシン類の測定結果でございますが、それぞれ排出基準に適合いたしております。

次の11ページの表1-4は、下水道放流水測定結果でございます。結果は、それぞれ排除基準に適合いたしております。

次に、12ページに記載のし尿処理施設関係でございます。この期のし尿の搬入量の合計は673キロリットルと、昨年同期の705キロリットルに比べ32キロリットル、4.5%減少しております。なお、施設については順調に稼動しております。

次に、13ページ記載の表1-5-1から表1-5-4までは、し尿搬入状況を表にまとめたものでございます。また、14ページに記載の表1-6につきましては、下水道放流水測定結果でございます。結果は、それぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、15ページに記載の施設管理関係についてでございます。

第二工場解体・緑化整備工事の進捗状況につきましては記載のとおりでございます。

次に、厚生施設についてでございます。

野球場につきましては、今期は182回と、昨年同期の184回に比べ2回、1.1%減少し、テニスコートにつきましては、今期は1,048回と、昨年同期の822回に比べ226回、27.5%利用率が増加しております。

次に、室内プールでございますが、今期は延べ1万1,676人と、昨年同期の1万

2,802人に比べ1,126人、8.8%減少しており、浴場施設は2万5,522人と、昨年同期の2万3,879人に比べ1,643人、6.9%増加しております。

次に、16ページ記載の表17-1から表17-2につきましては厚生施設の利用状況、次の表18につきましては厚生施設使用料の収入状況をまとめたものでございます。

次の17ページに記載の表19及び表20につきましては、室内プール及び浴場施設の水質測定結果でございまして、それぞれ基準に適合いたしております。

以上、簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

引き続きまして、議長さんから容り法「その他プラスチック類」の経過についてわかるものをと要請がありましたので、御説明いたします。

行政報告資料の容器包装リサイクル法「その他プラスチック製容器包装」の対応についてと題した書類をごらん願います。

この対応につきましては、関係市と協議検討してまいりましたので、少し時間をちょうだいして資料について御説明させていただきます。

初めに、基本計画策定時の状況ですが、当該事業については平成14年3月に関係市が発行された基本計画におきまして、平成17年4月から分別収集を開始する計画があります。しかし、施設の建設場所については具体的に記載されておられません。このことは、関係市が個別に対応する計画であるため、当組合の基本計画におきましても当該事業の計画について記載していないものでございます。

なお、選別施設の建設場所については、関係市から、組合の敷地内に確保することの要望がありました。しかしながら、周辺自治会等から、新たな施設については3市に分散することの要望があり、また、第二工場の跡地は緑化し環境用地とする協定があったので、組合の敷地以外の場所に建設することで合意しております。

平成14年4月26日の第3回事務連絡協議会及び5月20日の第3回管理者会議では、選別施設の建設用地は、東久留米市は柳泉園組合があり、清瀬市には下水道の終末処理施設があることから、施設の分散に向けて西東京市内に求めることにいたしました。また、施設運営の技術面などを考慮し、関係市と組合が共同で事業を実施することを踏まえ、柳泉園組合が建設用地の取得費、施設の建設費及び管理費などについて試算をいたしまして、直営あるいは業務委託の方向について比較検討しております。

平成15年8月18日の第3回事務連絡協議会及び10月28日の第4回事務連絡協議

会では、1年4カ月にわたる西東京市の候補地選定については取得できる見込みが立たず、計画する収集開始時期に間に合わなくなるおそれがありましたので、土地の取得を断念するとともに民間業者に委託する方法を検討することにいたしました。

平成16年に入りまして1月13日の第1回事務連絡協議会では、民間業者の4社が提案した業務内容について関係市と組合がその説明を受け、また、組合の第1回定例会におきましては、提案書に記載された見積もり内容等についてまとめ、検討状況を御報告申し上げます。

平成16年8月12日の第9回事務連絡協議会では、民間業者に委託するための発注仕様書を作成し、7業者に対し、見積書及び事業計画書を関係市及び組合に提出するよう依頼いたしました。

平成16年10月25日の第11回事務連絡協議会では、発注仕様書に基づく各社の計画内容を検討しております。また、民間業者に委託する場合は柳泉園組合が契約主体になれるか顧問弁護士に確認したところ、規約上業務の実態からすると契約主体になれず、各市が個別に契約する必要があることから、平成17年4月14日の第3回事務連絡協議会では、契約主体と業者選定等について協議をしております。

平成17年8月10日の第5回事務連絡協議会では、業者選定について協議をいたしております。

その後、平成17年8月17日の第3回管理者会議において、西東京市は日量約7.5トンの処理量を予測、ほかの2市より多いこと。組合の敷地内に積みかえ施設が設置できないこと、処理に係る見積もり額の関係及び翌年度の排出量を10月までに判断する必要があることなど、諸事情がこれまでの状況と違ってきたことを考え合わせ、市の内部で検討した結果、容り法の対応だけでも自助努力すべきであるという決定がされ、その考え方が示されたわけでございます。

この管理者会議の状況を受けまして8月29日及び10月5日の第7回、第8回それぞれの事務連絡協議会では、西東京市以外の2市は共同歩調で事業を進める考え方を引き続き主張され、翻意を促したのですが、その考え方はかたく、西東京市の対応はやむを得ないとし、さらに10月21日の第4回管理者会議では、西東京市が独自に対応することは残念であるが、やむを得ない。しかし、独自に対応する事業は容り法の対応だけであることが確認されています。なお、本事業については3市が個別に対応することにつきましても改めて確認し、了承されている次第でございます。

以上で説明を終わります。御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（相馬和弘） 以上で、施政方針及び行政報告が終わりました。

これより施政方針及び行政報告に対する質疑を一括してお受けいたします。

○3番（上田芳裕） 今、管理者の方からの御説明と、それから助役さんからのお話がありました。御理解のほどをというお話でありました。理解できないので質問をいたすわけではありますが、私は、いわゆる容器包装リサイクル法の対応についてという最後の資料でありますけれども、これは助役さんに説明していただいて、読めばわかる話でありますけれども、15番の内容でありますね。西東京市が自助努力により独自に対応することは残念であるが、やむを得ない。ただし、西東京市が独自に対応する事業は容リ法対応のみであり、他の清掃事業は柳泉園組合で対応することに変わりないことを確認と、こういう話ですね。

私は、前にもお話ししましたけれども、分離独立という言葉をあえて使わせていただきました。これ、認めるんですかと。また、認めるということを前提にしてのスタートラインですかと、こういう話をさせていただきました。この報告を見ますと、管理者も副管理者も一生懸命努力している経過の中にもあるんだろうとっておりますけれども、余りにも人がいいのではないのかなという思いをいたしながら聞いておったわけであります。そもそも柳泉園組合というのはどういういきさつでできたかということはもう釈迦に説法みたいなものですから私が言う立場ではありませんけれども、いわゆる施設を持っている市の住民の思いというものがいかばかりかと。後で言いますけれども、柳泉園組合の40年史にも稲葉管理者が書いておりますし、山田議長も述べておりますけれども、いわゆるそういう施設の中で、当時4市です、現在3市ですけれども、お互いに共同歩調をとろうということで信義のもとに現在があると私は理解しておったわけなんです。その考え方は間違いですよというのであれば指摘していただいて結構ですけども。いずれにしても清瀬市、それから東久留米市の施設を利用しながら4市ないしは3市で共同歩調して、本来ならば自区内処理というのが原則なんでしょうけれども、なかなかそれは難しいということで現在に至っていると。このいわゆるごみ問題、し尿も可燃も不燃も事業系もそうですけれども、容リ法なんかも出てきたわけでありましてけれども、これについては経過を見ればそうだというふうに思うんですけども、改めて少し確認させていただきます。これは関係市、組合の構成市が共同歩調をして進めていこうと、こういう長年の懸案事項であって、したがって、容リ法については西東京市が責任を持ちますよという経過があったというふうに、

今のお話を聞いていてもそうなんですけれども、そういうふうに私も理解しているんですが、その辺は基本的なことですので、間違いなのかどうか、その辺少し管理者の方の見解をお伺いしたいと思います。

○管理者（星野繁） お答えを申し上げたいと思います。

今回の容り法の対応につきましては、3市でいろいろ協議を続けてきているわけですが、その前提として、御意見がございましたように、清瀬市と東久留米市はそれぞれの役割を果たしていただいているということの認識から、西東京市の中でこの施設を整備することが一番ベターな選択ではないかということから西東京市にお願いをして用地選定に当たろうと。その当時の考え方というのは3市で共同処理するという当然前提に立っていたわけでありまして、結果的に西東京市の中で用地の選定が困難になったということから、それが振り出しに戻りまして委託方式でやらざるを得ないということになったわけがございました。基本の部分は西東京市にお願いするというのが当初の考え方がございました。

○3番（上田芳裕） まあ、そうだろうと思うんですね。用地の取得が困難であったということは私にも十分理解できますよ。そのぐらいやはりごみに対する住民の反応というのは非常にセンシティブな問題、敏感な問題なんですね。そこを長い間、東久留米市は我慢をしてきたんです。負担金を出しているんだからいいだろうという話もあるかもわかりませんが、清瀬市も同じです。清瀬市も東久留米市も住民の理解と協力があって現在があるということ。現在があるから当然だというのではなくて、そこまでに至る歴史というものは、これはもう先ほども言いましたように40年史の中にも書いてありますけれども、相当な批判を受けながら理解と協力を得て今日に至っている。ですから、職員の方も相当気を使っているわけでありまして。

ですから、そういうふうに御迷惑をかけているので、せめて容り法については西東京市で頑張らせていただきますと、こういうことだったのではなかったんですか。結果として無理でした。それは40年の歴史を見てもそうですよ。したがって、西東京市は独自で進みますので、あとの市はよろしくと。これはないのではないですかと私は言いたいですよ。前回の行政報告でも、残念ながらやむを得ない、こういうお話でありました。随分人のいい話だなと私は聞いていましたけれども、管理者は裕福かどうかわかりませんが、金持ちけんかせずですからね。そういうぐらいの余裕があっていいのかなとも思いながらも。

まあ、40年の歴史から考えれば、私は柳泉園組合議会に今回初めて出させてもらいましたので、偉そうなことを言う立場でないことはもう重々承知しながら、東久留米市の議会の代表でもありますし、住民の意向を考えますと黙ってられないので、少しお話をさせていただきますけれども、稲葉管理者は、柳泉園組合40年史の中で、ごあいさつということでこういうふうに言っているんですね。今の柳泉園の場所——これ場所を書いていますよね——にごみとし尿の処理施設をつくるに当たっての当時の関係者の御苦労は、第1章の記述をお読みいただければわかるとおりに大変なものでした。文字どおり生みの苦しみでした。こういうふうにあいさつしているんですね。それはもう全部出ていますけど。

当時、柳泉園組合議長の山田忠昭議長は、柳泉園組合は現在4市——当時4市ですから——4市住民の要望にこたえる唯一のごみ、し尿処理の施設として重要な都市施設として位置づけられておりますが、組合創立から今日に至るまでの40年間の軌跡は、増大する量への対応、多様化する施設への対応、環境保全に対する対応、さらに人々の環境意識への対応と、その時々々の社会変化に対応した施設整備や事業の展開と数多い課題を克服され、今日が迎えられており、先人の関係各位の御努力並びに地域住民の皆さんの御協力に対し、改めて甚深なる敬意と感謝を表する次第でありますと、こういうことなんです。もちろんその後には職員の方に対しても御苦労であるということも述べられておりますし、当然、職員の方も、仕事として当然だと言われればそうかもわかりませんが、必要以上に地域住民との摩擦を起こさないように努力をされて今日があるんだらうと私は理解しております。

ですから、清瀬市に対しても東久留米市に対しても申しわけないから何とか容り法については西東京市で頑張ってくださいよ、こういうことだったんだらうと私は理解しているんです。それが不可能だということです。そのぐらいやはり厳しいということですよ、東久留米市も清瀬市も。

だから、私は選択肢は2つしかないと思っている。1つは、再度、西東京市が責任を持って容り法というものをこの組合構成市の対応としてやっていただけるのか。

やっていただけないとするならば15番は私は認めませんと。容り法は独自でやると言うんだったら、どうぞいいですよ。そのかわり不燃も可燃も事業系もし尿もどうぞ独自でやってください。私はそう言うべきだと思いますね。管理者として確認をしたって、何をどういうふうの確認したかわかりませんがね。確認ってどういう形で確認したのかわかりませんが、私の方は。これは清瀬市の住民の方も私は同じだと思いますよ。こんなこ

とを言っでは申しわけないんですけども、はっきり言って迷惑施設なんです。こういう言葉が表現が悪ければ訂正します。住民にとってはですよ。でも、我慢しているんです。それはそうでしょう。だって、自分たちの問題だってどうするんですかと、ぱんとはね返ってくるわけですから。そうしたら3市なり4市、かつて4市ですね、3市の共同のものをやむを得ないでしょう、協力しましょう。こういう形で今日あるわけですよ。

新たに容り法の問題が出てきた。容り法は独自でやります。今までのものは今までのものでよろしくねと、それはないんじゃないですか。そういう住民からの苦情は出ませんか。私は出てきて当たり前だと思いますよ。だから、選択肢は私は2つしかない。1つは西東京市がもう1回頑張ってもらおう。どうしてもだめなら結構です。柳泉園組合から出ていってくださいと、こういうことですよ。そういう話を管理者と副管理者がけんけんごうごうと机をたたいてやってもらわないと困る。

3市だったのが1市なくなったら2市で運営形態も厳しくなる、こういうふうに言うかもしれません。私は、考えようによってはいい機会かなと、いいチャンスかなとも思うんですよ。私は、前回、分離独立という言葉をあえて使わせてもらいましたけれども、そういうことであれば、これは東村山市にも迷惑をかけている。職員の方もそうですけども、一生懸命頑張ってもらっていますよ。西東京市が出ていくんだったら東村山市を入れて——入ってくれるかどうかわかりませんよ。向こうはとんでもないと言うかもわかりません。それはわかりませんが、東村山市さん、どうでしょうかと。柳泉園組合構成市としていかがでしょうかと事務担当と交渉するぐらいの事前の手はやはり打ってほしいですよ。もちろん東村山市はとんでもないと、嫌だよと言うかもわかりませんよ。それはわかりません。しかし、ごみ処理、し尿処理も容り法も含めて重要な住民の非常に敏感な問題を抱えて今あるということを前提に考えれば、そのぐらいのことはやってもらわないと困りますよ。

後で助役の何か10%だったか、11%だか、12%だかわかりませんが、そのとき私も言いますけどね、幹部職員も10%ずっと引いているのかな。私、そのときもちゃんと言いますけどね、決められたものはちゃんともらってくださいよ、全額。何もそんな遠慮することはありませんよ。だって、高過ぎるんだと。高過ぎて問題があるんだたら本則を変えてくださいよ。決められているものはしっかりもらってくださいよ。いや、これは高過ぎて少し問題があるんだと。だったら、本則を変えてください。今までも仕事をしているでしょう。しかし、これからはもっと仕事をしてもらわないと困

るんです。だったら、出すものは全部出してくださいよ。議案に反対するとは私は言っていないよ。せっかく担当が一生懸命ああして助役の12%云々、そんな小さなこと言っているわけではなく。

要するに、今少ない人数で職員も頑張っている、または、これからも頑張ってもらわなければ困る。容り法の問題が出てきたら、さらに問題が複雑になってきている。だったら、決められた給料を全額もらってください。何も遠慮することないですよ。これは少し議案が違うのであれですけど。

ですから、私は何が言いたいかというと、今、緊急事態の発生ですから、きちんと対応できる手を打っていただきたいということです。私が言っているのは筋論でしょう。何か間違っていますか。管理者、いかがですか。

○管理者（星野繁） 先ほども御答弁申し上げましたが、この容り法の対応につきましては3市共同で進めたいという基本的な考え方を持って協議をずっと一貫して続けてきたわけであります。そういう背景もございますが、恐らくA社の処理能力からして、西東京市が入ることがすぐ平成18年度の事業運営につながらないという考え方を恐らくとられたんだと思うんですけれども、そういうことから独自処理ということにつながってこれたのかなと思っていますが、協議の過程の中では、何とか3市で共同で進めることはできないだろうかということの協議を続けてきたんですけれども、最終的な意向表明として独自にやらせていただきたいと。独自でやる方法についての細かいことの内容の説明はありませんでしたけれども、そういう考え方が示されたことにより、3市で進めることが私は大変困難な状況になったと理解をしたわけでございます。

この容り法対応の問題については、柳泉園組合の事業の中で柳泉園組合の仕事として進めることが決められていなかったものですから、少なくとも柳泉園組合が3市で共同でやるということになると、規約の改正、その他が必要になるということもあまして、そういうことの背景もあって西東京市が独自の道を選ばれるということになったわけだと思っております。

ここで1つの考え方としては、A社がその処理能力をオーバーするからすぐはできないということの対応策としては、では、このエリアの中で積みかえ施設をつくることによって3市で共同処理することも可能ではないかという考え方からその検討も進めてきたところでありますけれども、積みかえ施設をここに求めるということになるとやはり経費の面が少し上がってくるということから、いろいろお考えになって独自の考え方というか、そ

れをとられたんだと思っています。

それから、東村山市の問題でありますけれども、東村山市は、ごみ処理に対する考え方というのは独自の考え方をお持ちになっているわけですね。私ども3市と共同のごみ焼却についての考え方が基本的な合意形成ができるとすれば御意見のとおりかと思えますけれども、そういう面で常日ごろ、東村山の市長ともいろんな面で話をしておりますから、そういう話も出るんですよ。出るんですけども、そういう考え方があるために、恐らく東村山のごみ処理施設秋水園が将来的に、ダイオキシン類対策その他が、今はつくられておりますけれども、将来にわたってはもう一度やはり手を入れなければならない時期がそう遠くない時期に来るだろうという考え方もありますので、私どもも、できることならばそういう考え方をもちたいわけでありましてけれども、基本的な考え方が少し違っているものですから、それは現時点ではうまく進まないだろう、お話はしておりますけれども、そういう状況でございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○3番（上田芳裕） 経過は経過、あるいは説明は説明、それぞれでいいんですけど、私が言いたいのは柳泉園組合構成市の信義の問題ですよ。信義の問題なんですよ。この信義が破られたということであれば、これはこれでやはりきちんと原則に戻して構成市でもって履行できる市が新たな歴史をつくっていくしか選択肢はないんじゃないんですかと、こういうことですね。ですから、そういう意味では、あらゆる選択肢を排除しないで、東村山市の話は今お聞きしましたが、実際私ども具体的に話をしているわけではりませんのでわかりませんが、そういう選択肢も可能かどうかも含めて協議せざるを得ないでしょう。

だから、話をもとに戻しますけれど、柳泉園組合の歴史、それから構成市の信義の問題、それが破られたと。私は破られたと思っていますけど。であるならば、そもそも論に返って新たな歴史をつくるしか仕方がないと、こういうことですよ。ですから、容り法でもって西東京市が独自でやります、どうぞと、こうなったわけでしょう。私は、可燃も不燃も事業系も、し尿処理もどうぞなんですよ。どうぞやってくださいと。本来はそうでしょう。ある日、突然来て参加させてください、どうぞという話ではないでしょう、田無市、保谷市の時代から。そういう非常に微妙な一部事務組合であるし、事業内容なんですよ。また、それで今までみんな気を使ってきたわけです。負担金を出していますからどうぞとなったら、負担金を返しますからどうぞですよ。どうぞ出ていってくださいと、負担金は返しますと、こうなるんですよ。そのぐらい微妙な、どう言ったらいいのかな、パンドラの箱を

あけたのか、さいは投げられたのかわかりませんが、ここまで来てしまったわけですから、これは後戻りはできないのではないですか。

私は、この問題をずっとやっていきますよ。関係住民の思いを思えばです。容り法という分野は、確かに今までの可燃、不燃、し尿処理、事業系のごみからするならば小さいのか少ないのか、それはわかりませんが、しかし、ごみを処理するという考え方からいけばそういう問題ではないのではないですか。そこに一石を投じたわけですから、これは緊急事態の発生ととらえて、関係職員、議員も関係市の人たちも次の手を打つと、これは当たり前のことですよ。

私は、西東京市が容り法だけ独自にやります、後はお願いします、これは許さないと、このことだけははっきり私は言わせてもらいます。そうでなければ関係住民が納得しませんよ。もちろんそのかわりに東村山市が入れるかどうか、これはまた次の問題ですけどね。おっしゃったように東村山市にはそれだけの事情があるでしょうから、それはそれでまた調整する必要があると思います。でも、少なくとも柳泉園組合の事業というのはそのぐらい非常に敏感なものだということを関係市の議員にも、あるいは市民にも理解をしていただきたい。これは声なき声の東久留米の住民の声ですよ。清瀬市も同じだと思いますけどね。行政報告ですから、ああ、そうですかと聞いておきますけど、私は認めません。これだけははっきり言うておきます

○1番（並木克巳） それでは、私は、施政方針から1点、報告を説明していただきたいなと思って確認いたします。

本年度から行財政改革推進委員会というものを設置すると述べられております。施政方針の中でも各市の財政状況が厳しい中であるということでもありますし、組合運営としても合理化を図っていききたいと、そういったもののあらわれかなと思っておりますが、この委員会の運営、目的という点で、また、長期的なビジョン、計画を示す会になっているのか、恒常的にずっと年度、年度の中で計画を検証していく組織になっているのか。こういった働き、また、逆に機能していったときに成果、また、結果というのはいつごろ出てくるのかという視点から、ぜひお考えをお伺いしたいと思います。

○助役（新井正夫） 行財政改革の推進委員会の関係でございますが、これにつきましては今、要綱を制定いたしました。そして、メンバーといたしましては、柳泉園組合の庁議のメンバー、課長以上ですね。それとあと、関係市の清掃部課長を2名、各市2名ですね。それで組織をつくることになっております。

それで、今後、その話し合いに入っていくわけでございますが、行財政改革に関連いたしますすべてのことについて一応検討をしていただきたいということを考えております。これから会議に入るわけでございますので、現在は具体的にはなっておりませんが、今後の関係といたしましては、行財政に係る内容すべてを検討していただいて、そして18年度中にはそのまとめをしたいと。それで、まとまったらば19年度の予算に反映をさせていきたい。それと、これは短期の部分と長期の部分が当然まとめの中に入ってくると思います。それで、短期につきましては19年度の予算に反映をする。長期のものについてはその時々によって一応反映させていくという考え方でございます。

○1番（並木克巳） 確認いたします。この委員会の成果というか、実績が出てくるのが平成19年度の予算であるというのが一番の直近かなということを確認させていただきたいと思います。

あわせて、長期というものは、ここにも将来を踏まえた人員配置及び人材の育成ということがございます。人材の育成、また人員の配置というのはかなり長期に及ぶ計画になるかなと思っておりますが、大まかにどのぐらいの長期なビジョンというものをこういった会議の中で示されているものなのか、具体的に示すべきとお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○助役（新井正夫） 長期と申しましても、その内容によると思うんですね。そして、これから検討していただくわけでございますけれども、今までに柳泉園組合の中で事務改善検討委員会というのをつくりまして、それで検討した経過がございます。それらを参考にいたしまして行財政推進委員会の中でも御審議を賜ることになると思うんですけれども、一応、今回、平成17年から団塊の世代の職員という形で5年間に14人の方が定年退職を迎えます。そうなりますと、そんなに長期と言っておられませんので、いつまでということは今申し上げられませんが、5、6年の間には人材育成をしていかないと、そうしませんと、14人の退職者の中で9人の方が管理職なものですから、やはりその人材育成をできるだけ早目にやっていきたいという考え方でございます。

○2番（白石玲子） それでは、大きく分けては3点お尋ねしたいと思います。

1点目は、工事請負契約状況ということでプール等の空調機の設備工事をやっていらっしゃるんですね。これが、予定価格が1,543万円余り、契約が最終的に921万9,000円ということで指名競争入札でやっていらっしゃる。この入札の経過を見ますと、このハナワという業者が基本的には落札をしたわけですが、こちらが878万、そし

てまた、その状況を数字の動きを見ていきますと、ムサシノアローというところは予定価格を上回るという状況ではありますけれども、比較的、大体900万円ぐらいからその周辺の数字を推移しているという状況があるというふうに見えます。

これを見まして、1つには、予定価格のこの額というものをどういう形で計上しているのか。それが非常にこの数字を見るとかなり差がある。予定価格と契約金額のその金額の差というのが非常にあるということで、柳泉園ではどういう状況の中でこういう価格というものを算定しているのかということについての算定根拠を伺いたいと思います。

それから2番目なんですが、所信表明、そちらの方で、環境の問題について環境に配慮をする取り組み状況ということで、これから環境白書を策定されるということです。これにつきましては、それはそれなりに評価をしていきたいと思いますが、それをどういう形でなさるのかということについて伺いたい。

あわせて、やはりごみ焼却場の処理施設の周辺というのは、ここだけではないんですけども、比較的ぜんそくを起こされるお子さんの割合というのが高いんですね。実際のところ、東久留米でも下里小学校が平成16年で10%を超えています。そういう状況の中で、やはりそういう実態を柳泉園としては御存じかどうか。環境の問題に配慮するということは大変重要なことですが、そういった現状を調査しながら、やはり因果関係というのは非常に難しいところはあると思いますけれども、そういう問題についてどのようにお考えになっていらっしゃるのかということについて2点目は伺いたい。

3点目は容り法です。今ほどの議論もございましたが、たまたま私は西東京市のいろいろな資料を入手することができたので、経過は経過としてそれなりの御判断があったんだろうとは思いますが。

ただ、柳泉園のこの間の流れの中で、平成16年2月には、これは一応、後ほどの説明の中でいろいろとおっしゃっていましたが、A業者につきましては2万7,000円、つまりトン当たりの金額ですね、こういった金額で出されています。その後で仕様書を正式に出したということで、それが平成16年の8月、平成16年10月にはそのA業者が3万6,000円に金額が上がっています。平成17年5月にはさらに4万6,000円ということで上がっているんですね。そういう経過にもかかわらず、柳泉園としてはA業者と契約していくのが望ましいということをおっしゃっています。やはりその関連の中で西東京市の判断がいろいろ出てきたんだろうと思うんですが、少しそのあたりの説明というの

をしていただきたいと思います。

それと同時に、一応、容り法の関係につきましてはそれぞれの各市の対応という形になりそうですので、それは状況が少し変化してくると思いますが、確定するところで、所信表明の方に書いてありますように、処理量に関しましては、予測値というんでしょうか、それが今の段階から容り法の導入に伴う予測値というのを出せませんのでこういう数字が出ているんだと思いますけれども、もし容り法の導入ということがそれぞれの各市で取り組まれる状況が、早まるというところはなかなかないかもしれませんが、早まった場合には今後の処理量の推移をどういうふうに見込んでいらっしゃるのかという点についても伺いたいと思います。

○助役（新井正夫） 最初に、プール棟の予定価格の問題でございますが、これにつきましてどういうふうに出したのかということでございます。柳泉園組合の中の施設管理課というところに営繕担当という所管がございます。そこに2人の積算職員を配置しております。その職員がいろいろな基準に基づきまして積算をして出した金額が1,500万円余になったところでございます。それで入札をいたしまして、この入札につきましては、柳泉園組合の指名業者選定委員会の規定がございまして、それで委員会を開きまして、登録業者33業者の中のうち6業者を指名して行ったわけでございますが、たまたまこの落札価格といいますか、入札価格といいたししょうか、これが比較的、私から言いますと、根拠に基づいて積算したものですから、それよりも安く入ったということではないかと思えます。

それとあと、環境白書の関係でございますけれども、この環境白書につきましても、環境負荷を低減するための方針及び行動計画等の内容を記載したものでございまして、まとめ方といたしましては、組合の環境方針、それとか環境負荷、資源物の回収、環境負荷を減らす取り組み、環境活動、ダイオキシン類についての取り組み、環境情報の取り組み、施設見学、社会的な行動とかといった内容で策定したいと考えているところでございます。そしてその策定に対しましては、環境白書といいたししょうか、環境報告書といいたししょうか、そのものを職員の意識の改革に役立てるとともに、住民の方々にごみ問題を理解いただくためにその指針という形にしたいなということで策定をしたいということでございます。

○参事（平山福美） 容器包装リサイクル法の見積り経過ということでございまして、御承知のように、7社見積りをとったうちの1業者の見積り経過ということで理解していますけれども、この業者は、御指摘のとおり、当初1トン、2万7,000円ということ

で、この当時は提案型見積もりを依頼したという経過がございまして、当時、先ほどから、話が出ております西東京市に用地を求めて建設するということでありましたけども、それが非常に難しいということで、それでは民間委託業者ができるかできないかということも含めて実は当時4社に提案型の見積もり依頼をお願いしたというときでございます。

その提案型のものがまとまった段階で、今度は3市と組合で正式に発注仕様書を作成して見積もりをしていこうということで、関係3市で正式に発注仕様書を7社に提示してきているということでございます。そのときの金額が、A社という仮定の会社名で申し上げますと、3万6,000円であったということでございます。この時点では、A社は、施設整備をするので、受注後、受け入れには1年半かかるということで条件がついていたということでございます。その後、17年5月に今、白石議員御指摘のように、この業者より、施設整備に支障があるので、積みかえをして埼玉の工場へ持ち込んで圧縮・梱包する方法に計画変更したいという申し出がございました。このときの見積もり金額が4万6,000円ということでございます。

それから、これから構成3市がそれぞれ容り法に取り組んでいくということでございますけれども、ごみがどのように変化するかという御質問でございますけれども、一応、今年度予算の中では各市から排出量を聴取いたしまして、それらをまとめて量を確定してきているということでございまして、18年度の10月になるのか、12月になるのか、それぞれ各市、まだ開始時期が明確でないという状況でございますので、実際にそういう収集が始まった段階でどの程度ごみがどういうふうになっていくかということから、その状況を見て判断をしていきたいと考えております。

○議長（相馬和弘） 傍聴人に申し上げます。静粛に願います。

○2番（白石玲子） 御答弁ありがとうございました。

最初の点は、確かにそれはそれなりの算定根拠があると思います。営繕でやっていらっしゃるということで、今までもそういった答弁というのはこれまでもあったと思いますし、また、それなりに積算はしていらっしゃると思います。

ただ、やはりかなりの金額の差というのはここに出てきますから、やはりその積算根拠というのがいまひとつはっきりしないということで、漠然とした形の積算ができましたということではなくて、やはりある程度ちゃんときちんと細かい報告をしていただきたいと思います。

それと同時に、やはりこの数字の動きを見ていると、積算というのは一体何なんだろう

など思わざるを得なかったところがあるんですね。実際のところ、これまでは、今回出されたものではありませんけれども、さまざまな入札ということが行われていて、その数字を見るとやはり本当に高い落札率というんでしょうか、90何%というのが随分ありました。それに比較すると随分数字が違ってきていますよね。そういう意味では、今まで一体何をしていた、それで今回一体どうなったんだということで、その予定価格とそれから契約金額の差というものがこの間でこんなに開き始めているのは一体何なんですか。その点についてもう一度、御答弁をお願いしたい。

それと、もう1つ、入札の問題に関しましてはさまざまな御意見はあると思いますけれども、私は最低制限価格というものはやはり必要だろうと思っています。それはやはり質の確保ということと、それからさまざまな形で業者を育成していくということもあると思いますので、一方ではそれはやはり一定程度、必要だろうと思っています。その点についてのお考えを伺いたいと思います。

それからもう1つは、環境白書の件につきましてはわかりました。それはそれなりに取り組みをされていかれると思いますので、今後、見守りたいと思っておりますが、先ほど申し上げたように、因果関係というものは非常に特定できないというところもあるかとは思いますが、ぜんそくの問題につきましては、やはりそこも留意をしていただきたい。周辺の状況というものをもう少し柳泉園としてもしっかりと把握していただくようにこれはお願いしたいと思いますので、その点についての御答弁をお願いしたいと思います。

それから、容り法の関係で、さっきの金額の移り変わりということで今ほどの御説明を伺いました。このA業者はわかりますけれども、いろんな状況がどんどん変わってきていますよね。それでもとにかく組合の関係ではA業者が一番いいと判断をされているんです。現実的には柳泉園が直接契約を結ぶわけではありませんから、それぞれの自治体の御判断という形になるかと思えますけれども、金額が、これはもうあくまでも最初のうちは提案ということでそういった形の金額を出していただいたと。だけれども、その後でちゃんとそれはそれなりに発注仕様書をお渡しした上で3万6,000円。この状況の中で金額が変わってきていますよね。それで、さらに17年5月の段階には、やはり施設整備の関係で埼玉に持っていかなければいけないということで、今度はまた4万6,000円という形で状況が変化し、金額はどんどん変化していますよね。

その上で、管理者会議の中でもA業者と契約したいという意向が少し示されているんですけど、少しこの間の説明というのが、経過としてはわかりますけれども、そういった形

でどんどん金額は変化していく、はっきり言えば上がってきています。それは一体どういう状況なんでしょうか。もちろん経過としてはわかりますけれども、ほかの業者も何社か入ってきているわけですが、金額はどんどん変わるにもかかわらずA業者がいいということについての根拠を少しお示しいただきたいと思います。

○助役（新井正夫） 積算根拠の関係でございますが、まず、積算根拠を細かくということで御質問いただいたわけですが、営繕で積算をしておりますのは、特殊なものがあるものについてはできませんけれども、一般的なこのエアコンの工事みたいな場合ですね、この場合には東京都の積算単価だとか、あるいは全都清の積算単価だとか、そういう基準に基づきまして、それで細かく計算をさせていただいています。ですから、今回はその積算の積み上げが1,500万円になったということでございます。

それで、もう1つは、予定価格の95%以上のものがあるのではないかと、今までの答弁はどういうことかということでございますが、これは歳出予算をできるだけ抑制することを優先にいたしまして実績を参考に予算計上することがあります。そういう関係から、それはどういうことかといいますと、関係市の負担金をできるだけ少なくすることに配慮いたしまして、それでやっておる。それとか、あと特殊な技術とかノウハウとかそういうものが含まれておりますので、それについてはどうしても諸経費とか積算、技術的なものとかノウハウを除いた部分でそれが正しいかどうかということを確認するものですから、どうしても高い形で落札するということがあるように推測をしているところでございます。

最低制限価格の問題でございますが、これは、建設関係については当然、最低制限価格を設けております。しかし、設備関係につきましては特殊なものが多く入っておりまして、それで、最低制限価格を設けるということについては今のところは考えておりません。

○参事（平山福美） 容器包装リサイクル法の見積もりの関係でございますけれども、いずれにいたしましても、これは16年に3万6,000円、それから17年5月に4万6,000円ということで御説明申し上げましたけれども、これからは各市がそれぞれ契約をするということでございますので、この金額はもう既に時間がたっておりますので、改めて各市の仕様のもとにまた再度見積もりを取り直して業者選定していくという形になるかと思っております。

なぜ、いろいろ契約の単価が変わっていったのかという御質問でございますけれども、この業者選定については、7社選定いたしましたけれども、既に梱包施設を持っていてすぐ搬入できる業者というのは1社しかありませんでした。そのほかは受注後に施設の建設をす

る、あるいは圧縮・梱包施設が遠方のために積みかえ施設を建設するなど、それぞれ条件のついた業者であったものでございます。その中でも建設用地を既に持っている業者と、それから建設用地を探索中、あるいは柳泉園の敷地内に積みかえ施設を設置してほしいといういろいろな業者があったわけございまして、したがって、経過の中では、業者の中でその用地の関係、それから圧縮・梱包先の関係ということから金額が変わってきたと理解をしているところでございます。

A業者がなぜよいのかという御質問でございますけれども、当時、用地が一応確保されているということと、この3万6,000円という段階では一番費用的には安かったものですから、A社がよろしいのではないかとということで協議を進めてきたということでございます。

いずれにいたしましても、これは柳泉園組合のいわゆる経過説明を申し上げているんでございまして、18年度はまた各市が新たな仕様でまた業者から見積もりをとって業者選定していくと考えているところでございます。

○2番（白石玲子） 御答弁ありがとうございます。

最初の関係なんですけれども、設備関係の方については特殊なものということをおっしゃいましたが、基本的にはこの問題だけではなくて、柳泉園関係のものというのはかなり特殊なものというのが結構そろっていますから、それで最低制限価格というのができないというのは少し説明にはならないと私は思います。特殊なものであるのであれば、それはそれなりのおおよその基本的な価格というものは恐らく積算ができるはずですから、積算をしているということは金額がある程度わかっているわけです。やはり予定価格というものが出されているわけですから、そういった意味ではそういうものは説明にはならないだろうと思います。

それからもう1つは、今回は大体60%ぐらいですか、そういった落札率で、これまでに比較すると極端に差があるなと思います。いずれにしても、各自治体でさまざまな工事とかいろいろ発注した場合には基本のところでの積算をしていきますので、不用額が出たりということは、これはもう当然あり得るだろうと思います。ただし、これまでのやはり経験則というものもありますし、そういったものはこれまでの予定価格の設定の仕方にも反映されているはずなので、そういった意味ではやはり今ほどの説明ということは少し納得はできません。それと、それ以上でもそれ以下でもないという御説明なのかもしれませんが、そうだと思います。

それから、環境白書の関係なんです。その点についてぜんそくの関係なんですけれども、その点についてはやはり周辺の状況はよくお調べいただきたい。その上で、先ほど申しましたけれども、因果関係の問題はいろいろあるかもしれませんが、やはり周辺地に住まわれている方の健康状態についての配慮ということはこれは当然大事なことになるので、やはりそういった意味での調査というのは進めていただけるようお願いしたいと思います。

それから3番目に、やはり今ほどの説明ではございますが、用地の問題とかそういうことなんていうのはもう最初からわかっていたはずでしょう。A業者がどういう状況の中で仕事をしようとしているのかというのは、もうA業者の方でも業者ですから、その点についてはちゃんときちんと見積もりのやはり算定根拠はそれなりに持っていると思うんですね。例えば人件費の問題ですとか施設整備の関係ですとか、そういった意味の基本のところというのは、素人ではありませんから、そういうものは既にきちんと持った上で恐らく最初のところでも、幾らおよその提案という形であったって2万7,000円という金額を出してきたということは、素人が出しているわけではりませんので、それなりに根拠を持って出していると思います。

それと施設整備の関係ということで、受け入れの関係、受け入れる方の関係もあるんですが、その点についての関係があって3万6,000円というところで発注仕様書が出された段階でその金額を出しているということはあるかもしれませんが、なおかつその後でやはり場所がないから埼玉に持っていきますというのは、これはもう既にその手前のところで状況はわかっているはずではないですか。そういう中でどんどん状況を変えていって金額が変わってきているというこの点については、少し今ほどの御説明では納得はできませんので、再度、御説明をお願いしたいと思います。

それで3回目になりますので、これで終了にしたいと思います。よろしくお願いします。

○総務課長補佐（涌井敬太） 入札の関係で御答弁させていただきます。

最低制限価格の件については、設定することは可能だとは思いますが、特殊なものが多い状況にありますので、現在はほとんどのものがそういったものは設定されておりません。将来についてはまた担当等と相談しながら検討していきたいと思えます。

○管理者（星野繁） 環境白書のぜんそくとの関係もございますが、これらは関係者というか、そっちの専門家の皆さんの意見を聞いて対処したいと思えます。

それから容り法の関係でございますが、これはもう先ほどからから申し上げております

とおり、私どもは3市で一体としてやりたいということでずっと取り組んできたんです。3万6,000円の単価が出たときは関係業者の見積もりをいただいて一番安いところの金額が提示されましたので、基本的な話し合いを進めたいと考えておりましたが、そういう時点で、3市が一緒にやるということになるとA業者については当面、処理能力からして一体的に同時期には進まないということになりまして、そういうことになるとすればどういう対応——3市が一体とやる上にどういふ問題が解決策としてあるのかということになりますと、積みかえ施設がこの中でできて、そこに1回集めていただいて最終処理は別のところ、例えば狭山市ですか、そういうところに持っていったとすればどうなるかと、前提条件が違うわけなんです。要するに、金額が上がってきたということはそういうことを言って金額が上がってきているわけでありまして、一方的に向こうから金額をどんどん上げてきたということではありません。したがって、最終的に17年5月に4万6,000円の金額が提示されましたけど、これは具体的に交渉を行っているわけでありませんので、そういう前提条件を変更するとすればどういふふうになるのかという話でございますから、それはぜひ御理解ください。

○9番（粕谷いさむ） また引き続いて申しわけない。容り法のことで1点だけお伺いいたします。

先ほどの上田議員の質問をお聞きいたしまして、より深いところに大きな問題があるんだなということを感じました。なかなかすぐに解決ということは難しいのかなという気もするんですけども、早期にこういった容り法に対応することとして分別を始めなければいけないということで、3市が共同でできないなら、では、各市で対応ということになったと思います。それで、予定としては18年度中に分別収集をしたいということで考えがまとまっているのではないかなと思いますけれども、先ほど、まだそういったいつごろから始められるという各市の、言ってみれば述べられる段階ではないということでありましたけれども、この準備の進捗状況というのはどの程度まで準備が進んでいるのかということをお聞きしたいのと、それと、選択肢の1つとして西東京市が独自でやるということになりましたけれども、東久留米市と清瀬市が共同でやるということも可能ではないかという話がありました。その辺の話の進みぐあいですが、今の時点のもので結構ですので、お願いいたします。

○管理者（星野繁） 容り法の各市の対応の問題でございますが、御承知いただいておりますように、各市とも個別で、この容り法対応をどうするかというのは基本計画の中で独

自に示しているわけですね。それが17年度中に容り法対応していこうという計画ができ上がっているわけなんです。そういうことを受けて、できるだけ早くこの問題に取り組みたいということで、柳泉園組合が中心になって各市との調整を図ってきたわけでありまして、けれども、昨年の時点におきましては、18年度の中でできるだけ早く、例えば10月以降に取り組もうではないかという話が各市とも出てきたわけでありましてけれども、その前提に今、議論をいただいておりますように、昨年の1月から3月ごろにかけて具体的な調整作業が進んできた段階で、先ほどからの意見になってきたわけでございます。

したがって、現時点でどういうふうになっているかということは、それぞれ各市が対応を考えているわけでありまして、今、柳泉園としてしっかりとした把握をしているわけではございませんけれども、18年度中の実施というのは難しいという考え方を示されている市もありますし、一部実施したいという市もありますし、また、半ばから実施をという市もございます。したがって、それらは恐らく関係市民の皆さんへの説明会だとか、あるいは実施体制だとか、そういうものが整わないとできないわけでありまして、そういうことを恐らく18年度の早い時期に取り組むことによって全体の姿が恐らく後半になってはっきりしてくるのではないかと思います。

○9番（粕谷いさむ） 東久留米とのお話は……。

○管理者（星野繁） 清瀬と東久留米の問題はそれぞれ独自で対応をするわけですが、独自の対応が1つの業者にお願いするということの可能性としてはあるというものですけれども、それはまだ固まっているわけではありません。

○5番（高梨功） 施政方針の1ページ目の「これまでの慣習にとらわれることなく」という表現があるんですけど、何かよくわからないんですけど、あしき習慣みたいなものがあつたからとらわれないで行財政改革をやっていくんだよということにつながるのかなと思うんですけども、もし改善する慣習があつたとすればどんなものがあつたのかなということを教えていただきたいと思います。

それから、契約の問題では、今いろんな議論がありましたので、私もこれを見たとき、お、これは何だと思ったんですけども、今いろいろ議論が交わされましたので、私もそういう思いでいるということをおし上げて、これは質問をいたしません。

それから、容り法の問題なんですけれども、こういうことがあつたのかどうなのかということをこの経過についての中に私は入っていないのではないかと思いますものだから、こういう事実経過があつたのかどうなのかということをお尋ねしたいと思います。

先ほど上田議員が、いわゆる迷惑施設を持っているところ、持っていないところ、持っているところの大変厳しい環境について発言がありました。私もそれを聞いていて、西東京市は御存じのようにいわゆる迷惑施設がないわけでありまして、その発言を聞いていて、いや、大変なことだなと思いました。そういうふうに思うところで、一層ごみの減量に全力を尽くさなければならないなど、それが私を含めて西東京議会の大きな役割ではないかなということを痛切に感じさせていただきました。そのためにこれからも全力を挙げつもりでありますけれども、ただ、具体的に何があるんだということになるとなかなか難しいことですが、考え方としてはそういう思いを抱きましたので、発言をさせていただきます。

それで、17年4月14日に、A業者ということで今まで何回か議論されて出てきましたけれども、事務連絡協議会でA業者から、日量処理能力から東久留米市と清瀬市を先行し、西東京市の受け入れの時期は日量処分能力の変更許可をとり、施設の改修を行った後に可能となるという提案と話があったことは事実ですか。それを確認したいと思いますということが1点です。

それから、今、A業者をめぐる単価の変更、2万7,000円、3万6,000円、4万6,000円という単価の変更が議論されましたけれども、それを含めて8月17日の管理者会議で、今ここにいらっしゃいます西東京市の坂口副管理者が、14日の事務連絡協議会のことについて、「搬入ルートの問題、地域住民の理解が得られるかどうか大変危惧をする。組合の歴史と協力を大切にしながらも他市に迷惑をかけないように選択をすること、これを検討させていただきたい。東京都などの調査に間に合うように返事をしたい。西東京市としてどういう自助努力をしているのか。本市には迷惑施設がないことから、せめてその分くらいは自分たちの責任において努力する必要がある」という発言があったことは事実でしょうか。確認をしたいと思います。

それから、こういう経過の中で、管理者会議の中で、西東京市の手法を他の2市に提案し、議論することが必要なのではないか。それが信頼関係にもなるだろうなどの発言があって、それに対して西東京市は、ほかの2市にもプラスになるならば共有したいと考えるという西東京市の発言があったことは事実でしょうか。

そしてそれを受けて、この議論というか、話し合いの経過の中で、この提案を実務的なこともあるから実務レベルに落として協議していただきたいという提案が西東京市からあったことは事実ですか。私はあったのではないかと考えているんですけども、その事実

を確認したいと思います。

それから、以上が事実の問題としてあったのかどうか。この点について確認をさせていただきます。

○総務課長補佐（涌井敬太） 「これまでの慣習にとられることなく、不断に改善する視線に立って業務を遂行することに努め」ということの質問だと思うんですが、これまでの慣習に云々ということは私の認識する限りございません。今のところそういったものはございませんが、今後、行財政改革推進委員会を進めていくに当たりまして、そういったものがもし出てまいりました場合、それにこだわることなく改善していきたいといったことでこのような表現にさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○管理者（星野繁） 何点か、西東京市からの御意見が正確かどうかというお話かと思いますが、私どもの記録の中に、今、手元に持っていないものですからはっきりしたことは少し申し上げられませんが、西東京市からメモというか、それは出されたんです。いろいろおっしゃられたようなこと、例えば御質問で今おっしゃられたことの意味も出ていたと思いますが、いずれにいたしましても、私どもとしては、基本的には3市で何とかやらせてくださいという意向は少なくとも清瀬と東久留米は最後まで変わっていません。どうしてもやはり西東京市の——その前提として、繰り返しになりますけど、A社が処理能力がないことによって西東京市が共同で参加することは少し無理があるということは事実ですから、そういうことをどうクリアしていくかということの検討に入ってきたわけでありまして、その時点で西東京市が要するに能力的に外れるということからそういう意向が固められたと思うんですけれども、固められた経過の中で業者の皆さんにどういう形をお願いするかということが全く知らされていなかったものですから、そちらの西東京市がお願いしようとしている業者に例えば清瀬と東久留米が一緒になって3市でやればそれはまた一番いい話でありまして、そういうところが全く明示されていなかったことは私としても残念だったと思います。

○5番（高梨功） 慣習の話はわかりました。

では、その他プラの経過についてなんですけれども、記録が今ないからなかなか十分にお答えできないということだったですね。非常に重要な問題だろうと思うんですよ。しかも、記録が今ないけれどもと言われますけれども、しかし、容器包装の対応についてという一定の報告が出ているわけですから、それを補充するためのいろんな質疑が予想されるわけですから、端的に言えばそういう記録があってしかるべきだろうと思うんです。

けれども、一応そこら辺は納得できないんですけどね。

それから、では、一つ一つお伺いしたいんですけど、もう繰り返しですけど、A業者の能力が西東京市は受け入れられないよと。キャパシティーというんですか、受け入れられないよと。だから、設備を改修した後になりますよと。したがって、西東京市は後ですよということは事実なんですね。記録がないからではなくて、そういうことは事実ですね。

それから、8月17日の西東京市の管理者が——もう一度言いますが、西東京市としては迷惑施設がないわけだから、せめてこの分だけでも——要するにプラスチック類ですね。この分だけでも自分たちの力で自助努力でやっていきたいと言ったことは事実ですか。繰り返しですけど。

それから、何か明示されないとかと言っておりましたけれども、他の2市と共有した方がいいのではないかという提案と発言があって、西東京市はそういうことならば共有した方がよいのではないか。よいと思う。だから、では、共有するためには実務的なものがある。収集方法だとか収集の仕方の問題で実務的な問題が絡むから、だから、実務者レベルに落としてじっくりと相談しようではないかということの提案があったということは、記録がないからということもあるんでしょうけども、なくとも記憶で、こういう重大な問題ですから、そういうことがあったんですかという事実経過だけを聞いているんです。それに対する評価はまだ私はどうこう言っていません。そういう経過があったんでしょうかと聞いているんだから、まあ、17年の4月とかで言ってみれば大分古い話でありますから書類があるかないかという問題もあるけれども、その辺のことは答えられると思うんですよ。だって、非常に重要な問題ですから。

この前も私は発言いたしましたけども、西東京市がかたい決意で自主的にやっちゃうよと、それがこのことの出発だよという表現があっていろいろ質疑をいたしましたけれども、西東京市もこの間、非常に大問題になりまして、これを審議するところは建設環境委員会なんです。それで建設環境委員会が閉会中の審査で、多分4回だと思うんですけど、4回もこの間やっているんですよ。やっていることは別に悪いことではないですよ。大いに議論することは結構なことですから、それはいいんですけども、それがぐあい悪いと言っているのではなくて、そういう重大な問題として西東京市はこの間、議論したから、話し合ってきたから、事の事実経過は何なのかということを知る必要があるし、知りたいと思うんですよ。だから、確認をしているわけです。

○管理者（星野繁） 私の知っている部分だけを少し申し上げますが、御質問の1番の能

力的に西東京市は受け入れられないということは事実かどうかというお話で、当初の段階はそのとおりであります。

それから2つ目ですね。西東京市に迷惑施設がないから、この容り法対応の問題については自助努力でやっていきたいということなんだということでございますが、これは、私どもは3市でやりたいということを一貫して言ってきているわけでありますから、自助努力なんていうことは私はないと思うんですよ。そういうことがどういう場面で話されたかどうかはわかりませんが、私は聞いておりませんし、私どもの基本的な考え方としては先ほどから申し上げているとおりでございます。

それから、ほかの2市がそういう考え方があるとすれば共有してやりたいよと言っているけど、それは具体的な検討は実務者レベルで考えてもらった方がいいのではないかというお話かと思えますけども、基本的に管理者会議でそういう話が出たことは私はないと思います。事務連絡協議会というか、その中での話はあったかもわかりません。そういうレベルで話が恐らく出たのではないかと思うんですね、そういうお話があるとすれば。

私どもは、先ほどから申し上げておりますように、西東京市が自助努力でそういうことをやろうということであれば、やる業者だとかそのやり方だとか、あるいは経費だとか、そういうことを教えてくださいよと。一向に教えていただけないわけです。共同でやりようがない。事務連絡協議会の中でそういうお話をいただいていますから、それは2市がそこに乗ることができないわけなんです。それはぜひ御理解いただきたい。

○5番（高梨功） 事務連絡協議会ではあったかと思うがという話ですね。それでは、事務連絡協議会であったかどうかということでクエスチョンマーク付きの答弁でありますけども、では、事務連絡協議会でそれをタッチしている方が、あったのかないのかということを確認に答えられますよね。だから、それを答えていただきたいんですけども。

それから、あったかどうかというふうに何か疑問符というか、クエスチョンマークで答えるんですけども、しかし、それにしちゃあ西東京市が数字を出さないよということをお願いしているのではないですか。まあ、いい、それは。では、その事務連絡協議会の方のそういう話があったのかどうなのか。事務連絡協議会はそういうことですね。

それから、西東京市の市長が自助努力なんていうのは我々の概念にはないんだと言われてもという話です。いいです。だけど、柳泉園から出された書類を見ても、1月19日には契約主体の取り扱いを協議する。柳泉園では規約上、契約できるかどうかと大変問題になったわけでしょう。それで、結論からして、専門家とも相談して、柳泉園として契約

することはそれは無理だよという方向が出てきたわけでしょう。それで、4月14日には個別に契約する選択肢があることを提案したと。

だから、そういう流れを見ると、個別に行こうという流れが、西東京市の独自に行くという流れも1つはあったにしても、柳泉園の中にそういう事情で個別に行かざるを得ないよという流れも一方にはあったんだろうと思うんです。この報告を見るとあったと考えることができるんです。にもかかわらず我々には自助努力という概念はないよと。そういうのは——まあ、これは意見でありますから、見解の相違ということがあるから、繰り返してはなりませんけども、そういうことがあるのではないかと思うんです。だから、迷惑施設の問題で、先ほどそういう議論もありましたけれども、だから、西東京市の市長はストックヤードの流れもあるわけですね、西東京市に。私は、市長のおなかの中の気持ちはわかりませんが、そういうこともあって、せめてその他プラスチック類ぐらいは我々自身でやろうではないかと、それを自助努力という、そういう思いがあったと思うんです。だから、そういうことを発言したことについては余り理解されていないということは残念だなと思うんですけれども。

それから、そういう経過の中で選択肢がありますよ、柳泉園として契約することがなかなか無理ですよと、そういう流れの中で来れば、西東京市が対応が、各市でそういう事情があるからやろうではないかということになったわけだから、西東京市がその流れの中で、そういうことでその他プラスチック類だけは何とか自助努力したいよと思ったことは、私は、さっきの東久留米の議論もありますけれども、それはそれとして重要であります、その流れは残念であるけれども、やむを得ないという表現にはならないのではないかと思います。だから、残念であるという表現に至った経緯がどうもよくわかりませんよと。何で残念だったのかということ、だって、流れから来れば、契約主体を何とかしなければならぬよ。柳泉園は難しいよ。それで別個に契約することも選択肢だよということに流れてきたわけですから、そういう流れでいけば、西東京市の行動は極めて残念だと言うことが、その流れからすればいかなものかと思うんです。だから、事務連絡協議会とその点についてお答えいただきたいと思います。

○管理者（星野繁） 容り法の問題も、ごみ処理施設の対応、あるいはごみ処理の1つの手法としてやはり柳泉園組合がかかわっていきたいということが基本的な考え方として私どもにはあるんです。ですから、柳泉園組合は本当ならば、冒頭に申しあげましたように、各市がそれぞれ基本計画を立てて何年にどういうふうに行いますよというのが各市の選択

としてやっているわけですから、そこに柳泉園組合がかかわったというのは、3市で共同でやりましょうよと、3市で共同でやろうと言ってきたんですけれども、契約上の問題があるからそれぞれ個々に契約をせざるを得ないかもわかりませんが、やることは一緒にやろうと。契約の手続的な主体ではないんですよ。仕事を3市で一緒にやろうではないか、こういうのが基本的な考え方ですから、だとすれば西東京市が対応しているこのやり方、考え方というのは、それぞれ例えば清瀬市とか東久留米市に言っていただいて、共同で検討して、その相手方の業者の能力、その他が清瀬、東久留米を抱え込むことによってうまくいくのかどうか、そういうことを議論しながら一体的に進めることがより望ましいのではないかとというのが我々の考え方なんです。だから、そういう手続的な問題で柳泉園組合が排除したなんていうことは全くないんです。それはぜひ御理解ください。

○助役（新井正夫） 事務連絡協議会のことですが、A業者の能力が西東京市が後になるということにつきましては、これは既に18年度中に容り法を収集・回収するということがありまして、いつになっても業者の選定が決まらないということがありましたので、それでは、A業者が例えば今の施設ですとできませんので、それで西東京市が7.5トンぐらいですから、これを入れなければ清瀬市と東久留米市はできますけれども、西東京市はその施設を改善してからではないとできませんよということは話しております。

それとあと、他市との共有の関係ですね。これについて実務者レベルで話し合ってくださいよという話が、それは西東京市から出ました。出ましたけれども、そのときには西東京市は既に自助努力をして単独でその処理をさせていただきたいということがもうわかっていましたから、他市の2市につきましてはそれを話し合ってもやむを得ないでしょうということで、それはやらないよということが話し合いをされております。

○議長（相馬和弘） よろしゅうございますか。一応、会議規則は3回ですが、議長としては許可したいと思います。

○5番（高梨功） その実務者レベルの問題ですが、西東京市からそういう実務者レベルに落として話を詰めようよという提案はあったということは事実ですね。それが何でだめになったんでしょうか。では、それをお願いいたします。

○参事（平山福美） 事務連絡協議会の御報告を申し上げますけれども、西東京市から実務者レベルで協議をしたらという話がありました、確かに。その事務連絡協議会の中で、経過としては、では、業者名はどこなんだ、それから現在、出ている見積もりは幾らなんだということも2市から西東京市に対して問い合わせしたわけですが、西

東京市はその段階では申し上げられないという話がありました。その話の中で、結局ほかの2市は、事務連絡協議会のテーブルでやってもらわなければ困るということで、個々に実務者レベルでやることでなくて事務連絡協議会のテーブルの上でやるのでなければ了解できないと私自身、記憶しております。

○議長（相馬和弘） 質疑の途中でございますが、ここで昼食休憩で暫時休憩といたします。再開は午後1時5分といたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時05分 再開

○議長（相馬和弘） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

引き続き質疑をお受けいたします。

○8番（小野幸子） 1点目は、容り法について確認だけさせていただきたいと思いますが、これからは各市が見積もりなんかも取り直して各市の状況に合わせていつからでも始められる時期、すべて各市がこれからはやっていくということを確認させていただきたいということが1点です。

それから、環境白書の問題ですが、大変今回いいことをやっていただけるなと思って、こういうことは今までなかったかなと思うんですけど、その白書をつくるに当たって、専門家というか、そういう形ではなくて内部でつくられるということだったのでしょうか。それで、やはり私、実効性のあるものでなければいけないのではないかと思います。そういうことで御答弁いただければと思いますが、お願いいたします。

○管理者（星野繁） 容り法の問題でございますが、これから各市でやっていくのかというお話でございますが、基本的にはそういうことになると思います。

ただ、問題は、各市でそれぞれやっていくんですが、同一のやり方でやっていくことができるのかどうかということはまだ最終的な調整はついておりませんので、結果的にどうなるかということは現時点ではっきり申し上げることはできませんが、各市での対応ということは、現時点ではそういう方向だと考えております。

○助役（新井正夫） 環境白書、または環境報告書というものでございますけども、これは内部の職員によってつくらせていただきたいと考えております。

それで、実効性のあるものということでありましてけれども、これは当然そういう目的を持ってつくらせていただきたいと考えております。

○7番（西畑春政） 3点ほど質問させていただきます。

1つは、先ほども答弁ございましたけども、団塊の世代の退職状況ということで14名ということでもございましたけれども、各年度別の退職状況と、また、その対応についてお聞きしたいと思います。人件費抑制のために退職による補充は原則行わないというようにも書かれておりますので、この対応についてどうされるのかということをお聞きいたします。

2つ目は、関係市の連携についてなんですけれども、今回、容り法の件で意思の疎通を欠くことがあったのかどうかは別にいたしまして、今後の対応として欠くことのないようにということでもございます。関係各市の部課長の意識はどういうものか。特にこの市といいますか、その市といいますか、あの市はどういうことかということをお聞きいたします。

それともう1つは、人事行政の運営等についても公表してまいりたいということでもございますけれども、この内容についてお伺いをいたします。

○助役（新井正夫） 年度別退職者数でございますが、平成17年度に2人、18年度に4人、19年度が3人、20年度が2人という形になってございます。

それで、それに対する対応でございますが、定年退職に伴う減少に対しましては原則補充はしない方針でありますけれども、今後5年間に退職する14人のうちの9人が管理職であり、管理の技術的な面を継承し、変化に対応しなければならないと考えております。したがって、少数精鋭の執行体制を見据えた人員配置と一般事務職及び技術職の責任者等を考慮した必要最小限度の新規採用は必要であると考えております。そして、新陳代謝を円滑に行い、執行体制を充実することが重要な課題ではないかなと考えております。

なお、職員においては、それぞれの分野で知恵と工夫により相互作用の中で職務を果たす努力を求められるのではないかと考えております。

それと、人事行政の運用の関係でございますが、これは今回、柳泉園ニュースを見ていただきますと、その中に人事行政の運用の形を出してございます。それは職員の給料の問題、それとかあとは退職状況、それについての補充状況、そういうことを一応載せました人事行政の運用という形で柳泉園組合ニュースにも出させていただいているところでございます。今後も、人事行政の運用につきましては、そういうものを利用いたしまして掲載し、皆さんにお知らせをしたいということでもございます。

関係市の連携でございますが、現在、事務連絡協議会等をもちまして関係市の意思疎通

を十分図っている最中でございます。今後も、関係市との連携については、これまで以上に綿密に行っていきたいと考えております。

○7番（西畑春政） 職員の問題なんですけれども、職員数の定数がもうひとつ理解していないもので、ここに、本年度の定数、職員数は59人で4人減となりという書き方をされているんですけれども、この行財政改革推進委員会にも今後そういう定数に関することでもやっていきたいというお話がございましたけれども、将来を踏まえまして人員配置及び人材育成に関することからも、職員定数の適正化というのをどういうふうに考えておられるのかということをお聞きしたいと思います。

それと、59人の4人減という部分から、今回の予算資料の1ページに人員配置計画というのがありますけれども、この表とあわせて御説明のほどよろしく願いいたします。

○助役（新井正夫） 柳泉園組合の職員適正化計画報告書というのは、平成15年6月に柳泉園組合職員定員適正化計画策定委員会で作成されておりまして、それで、平成21年度当初においてはさらに10人が減少しますので、平成14年度に比べまして職員数が15名減となりますから、技術運転係の2班を委託化することも可能ではないかなということと提案されております。新規職員は、平成18年度から20年度までに2人の採用を計画するという考え方でこの報告書には載っておりまして、それらを尊重する中で考えていきたいなという考え方でございます。

○7番（西畑春政） 計画があって、その内容をお答えいただいたわけですが、そうしますと、では、ここに書いてある59人の定数に対して4人減という部分と、この資料の計画との整合性がもうひとつ少し読み取れない部分がありますので、その部分とあわせて御説明いただけますか。

○助役（新井正夫） 定数59人というのは、これは条例上の定数でございます。そして現在4人減になるわけですが、これにつきましては再任用職員あるいは派遣職員、そういうもので補っていききたいなという考え方でございます。

それと、将来の適正化につきましては、先ほど申し上げましたように、2人は新規採用をする必要があるのではないかという提案をいただいておりますので、それらをかんがみましてそれに努力をしていきたいということでございます。

○議長（相馬和弘） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） なければ、以上をもって施政方針及び行政報告に対する質疑を終結

いたします。

○議長（相馬和弘） 「日程第6、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」及び「日程第7、議案第2号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は関連がございますので、一括議題といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 御異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者（星野繁） 提案理由を申し上げます。

議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございますが、本議案は、平成17年12月、組合の関係市におきまして東京都の人事委員会勧告に準じ、職員の給与に関する条例の一部が改正されました。その内容を参考にいたしまして、柳泉園組合は、平成17年12月26日、本条例の一部を改正し、給与改定について専決処分し、同日、公布いたしましたことでございます。

続きまして、議案第2号でございますが、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、平成17年度の給与改定に伴う調整をするために3月に支給する期末手当を引き下げる必要がありますので、御提案を申し上げます。

詳細につきましては事務局より説明申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（相馬和弘） 補足説明を求めます。

○助役（新井正夫） 補足説明を申し上げます。

本条例につきましては、東京都人事委員会におきまして民間給与の実態を反映し、公民格差を是正する勧告を行い、組合の関係市におきましてもその趣旨を尊重し、昨年12月、職員給与の改定が行われております。このため、関係市の状況を参考に当組合職員の給与改定を実施するため、条例の一部を改正させていただいた次第でございます。

改定の内容につきましては主に2点ございますが、1点目は、給料と手当の合計で0.85%、3,728円の引き下げです。2点目は、期末勤勉手当の年間支給率を4.45カ月とし、0.05カ月の引き上げです。

以上が給与改定の主な内容でございます。

次のページ以降は条例改正の内容ですが、関係資料としてその後ろに議案第1号資料「柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表」と題した書類を添付させていただいておりますので、ごらん願います。

初めに、第8条第3項の扶養手当の改正ですが、配偶者又は配偶者がいない場合の子1人についての手当は、1万5,500円を1,000円引き下げ、1万4,500円に改めました。

次に、2ページに記載の第22条の期末手当ですが、3月に支給する期末手当の額は100分の30となり、0.05カ月の引き上げです。また、再任用職員についても同様の引き上げです。

次に、4ページに記載の別表（第4条関係）の給料表につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、5ページの附則ですが、条例の施行期日は平成18年1月1日としております。

続きまして、関係資料として提出させていただいております「平成17年度給与改定の概要」と題した書類をごらん願います。

給与改定率と実施時期は記載のとおりでございます。

改定の内容は、給料の実質平均が0.78%、2,950円の引き下げですが、配分内容は、給料及び諸手当につきましては表に記載のとおりでございます。したがって、本年度の給与改定は、例月給で0.85%の減額、期末手当の0.05カ月の引き上げなどがございます。給与改定につきましては、職員組合と協定書を締結し、12月26日に専決処分させていただき、平成18年1月1日の施行でございます。

続きまして、議案第2号資料の新旧対照表をごらん願います。

附則の改正内容について御説明申し上げます。

附則でございますが、既に職員に支給してきました給与について、このほどの給与改定に伴って市民格差の調整が必要でありますことから、平成18年3月に支給する期末手当に限りまして、一般職の職員の期末手当100分の30を100分の22に引き下げるもので、再任用職員につきましても100分の15を100分の8に引き下げるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御説明申し上げます。

○議長（相馬和弘） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより一括して質疑をお受けいたします。質疑ございませんか。

○7番（西畑春政） 1つだけ。職員の通勤手当支給の基準が多摩地域でも今年度に全30市町村に全部広がったということで、国と都が04年度に変更して、多くの自治体がそれに合わせた形になったわけでございますけれども、また、東京市町村総合事務組合などでも通勤手当の支給基準を見直しているという部分もありますので、本組合は、この基準が、手当がどういう形になっているのかをお聞きいたします。

○総務課長補佐（涌井敬太） 今、御指摘の改正について、詳しく認識をしていないものですから合っているかどうか分からないのですが、私どもの通勤手当に関しましては、職員の通勤手当に関する規則というものが定められておまして、その中で、手当の支給について、従前は1カ月ごとに支給をしてまいったのですが、それを6カ月の定期代として支給する形に変更させていただいております。恐らくその内容に近いことなのではないかと思うのですが、これは平成16年4月1日から施行されております。

○議長（相馬和弘） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 以上をもって議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について及び議案第2号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑を終結いたします。

これより議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について討論をお受けいたします。

討論がある場合は、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（相馬和弘） 挙手全員であります。よって、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分については原案のとおり承認されました。

これより議案第2号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第2号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（相馬和弘） 挙手全員であります。よって、議案第2号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

○議長（相馬和弘） 「日程第8、議案第3号、柳泉園組合助役の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者（星野繁） 議案第3号、柳泉園組合助役の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、平成18年度に支給する助役の期末手当について、関係市の財政状況を考慮し、前年度に引き続き、平成19年3月31日までの間、本条例第5条第2項の規定にかかわらず期末手当の12%を減額し、100分の88に相当する額を支給するため御提案申し上げます。御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（相馬和弘） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

○3番（上田芳裕） せっかくの議案ですので賛成したいと思うんですけども、その前に、今の管理者の説明で、関係市の財政状況という話がありましたね。おっしゃる意味はもちろんよくわかるんですけども、先ほども申しましたように、一部事務組合として極端に特殊な仕事とは私は思っていませんけれども、いわゆる目的を持ってその使命を果たすべく関係職員が仕事をされているわけですね。したがって、関係市の財政状況、まあ、それは負担を公平にいわゆる負担割合を出してもらっていますので、そういう意味からす

るならば関係市の状況というのは全く無視していいとはなりませんけれども、私は、せっかく決まって——今回の議案は、18年3月31日で切れるのもう1年延長したいと、こういうことだろうと思うんですけれども、ですから、そういう意味では賛成しますけれども、私は、本来は決まっているのであれば全額支給したらいかがですかと、幹部職員も職員もそれから関係市の議員も。まあ、関係市の議員は何か本則を直したようでありませけれども。本来は決まっているのであればきちんとやはりお出しして、そのかわりと言っては失礼ですけど、今までも仕事をされてきたでしょうけれども、これからは、先ほど私、容り法の問題でお話しさせていただきましたけど、緊急事態の発生ということもあり得るわけですから、さまざまな関係市との調整も必要になってくることを考えれば、今まで以上の仕事をさせていただく状況というのは現にあるわけですから。ですから、私は、議案提出の考え方と少し違うんですけど、遠慮しないで正々堂々といただくものはもらってくださいよ。そこで今まで以上に仕事もしていただきたいと。目に見える形で仕事もしていただきたいと。そのための給与条例であるし、助役の1つの給与の基本的な考え方、あるいは期末手当の考え方だと思うんです。

せっかく議案を出してきましたので、賛成したいと思えますけれども、ただ、私は、考え方はそういうことで、今までこうだからこれで行きますよと、何か意見ありますかという、そういうことでずっと推移するというのは少しまずいのではないのかなと思っています。要するに、余りにも期末手当が高過ぎるので問題があるから少し暫定的に1年ぐらい延ばして、また延ばしてというのであれば、それは本則を変えればいいんですよ、そういうことであれば。だから、私は、まあ、処世術あるいはテクニックとしてはそういうこともあるのかなと思いつつも、この議案がそうだと一言も言っていませんけど、私は、遠慮しないで決まったものはきちんともらってくださいと。そのかわり仕事もちゃんとやってくださいと。やっていないとは言っていないよ。やっていないとは言っていないけれども、今まで以上にやってくださいと。正々堂々とやればいいんですよ。それで御批判があれば受けて、説明責任を果たせるかどうかきちんとやればいい。私はそう思いますね。それでもなおかつ高過ぎるんだよと、こう言うのであれば本則を直せばいかがですかと、こういうことです。意見として言わせていただいております。せっかくですので、賛成したいと思います。

○議長（相馬和弘） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 質疑なしと認めます。

以上をもって議案第3号、柳泉園組合助役の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論がある場合に、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第3号、柳泉園組合助役の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（相馬和弘） 挙手全員であります。よって、議案第3号、柳泉園組合助役の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

○議長（相馬和弘） 「日程第9、議案第4号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者（星野繁） 議案第4号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、平成17年11月29日の第4回柳泉園組合議会定例会におきまして、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合の加入についての御承認をいただきました。また、関係する法律が公布されたことに伴いまして条文を整備する必要がありますので、御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（相馬和弘） 補足説明を求めます。

○助役（新井正夫） 補足説明を申し上げます。

議案第4号資料の新旧対照表をごらん願います。

本条例を改正させていただく内容ですが、柳泉園組合の議会議員の公務災害は、東京都

市町村議会議員公務災害補償等組合に加入することに伴いまして、当該組合の補償制度が対象となりますので、条文等を整理させていただくものでございます。

議案第4号資料をごらんください。

初めに、本条例の題名ですが、改正案に記載のとおり、柳泉園組合非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に改めます。

次に、第1条、第2条及び第3条は、改正案に記載のとおり下線部分を削ります。

また、第9条の2につきましては、平成17年11月7日に障害者自立支援法が公布され、平成18年4月1日から施行されますが、同法律の附則におきまして、身体障害者福祉法の一部改正により第30条が削除されました。そして、新たに障害者自立支援法の第5条において、介護に関する障害者支援施設について定められ、その他、法律改正に伴いまして条文の整理を行うものでございます。

施行期日につきましては平成18年4月1日を予定しておりますが、第9条の2につきましては、法律において改正される施行時期に合わせまして、施行は10月1日を予定しております。

また、第7条第1項第1号につきましては、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行の日から施行いたします。

なお、条例の改正に伴いまして、規則につきましても改正する手続を進めております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（相馬和弘） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 質疑なしと認めます。

以上をもって議案第4号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論がある場合に、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第4号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の

一部を改正する条例を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（相馬和弘） 挙手全員であります。よって、議案第4号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

○議長（相馬和弘） 「日程第10、議案第5号、柳泉園組合緑地公園条例」を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者（星野繁） 議案第5号、柳泉園組合緑地公園条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、ごみ処理施設旧第二工場解体・緑化整備工事と関係するわけですが、この工事は地域活性化事業債の対象事業となっております。このため、工場の跡地を公園として整備し、住民の皆さんに施設を開放するための管理条例を制定する必要がありますので、御提案を申し上げます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（相馬和弘） 補足説明を求めます。

○助役（新井正夫） 補足説明を申し上げます。

議案第5号、柳泉園組合緑地公園条例と題した書類をごらん願います。

本条例案の制定につきましては、ごみ処理施設（旧第二工場）解体・緑化整備事業と関連がございます。懸案でありました当該事業の実施に当たりましては、平成14年からおよそ2年にわたり、財政負担の少ない方策を探るため、総務省及び東京都総務局と協議を重ね、元利償還金の30%が交付税で補てんされる緑化整備事業債の発行を認めていただいた経過がございます。そして工場の解体撤去をし、その跡地を緑地公園として整備し、施設を開放する予定がありますので、施設の供用開始に向けまして条例を制定させていただく次第でございます。

条例案について説明申し上げます。

第1条の目的ですが、利用の適正化を図り、周辺住民の福祉の増進と生活文化の向上に

寄与することを目的としております。

第2条の公園の名称は、柳泉園組合緑地公園とさせていただきます。

第3条の開放時間は、防犯上に留意することを基本に、テニスコートの開放時間及び周辺自治会の御意見を参考にいたしまして、4月から9月までと10月から翌年の3月までそれぞれの期間を区分し、決めました。

第4条は、公園を利用させていただく場合、一定の行為を制限させていただく事項です。

第5条は、施設の利用が危険である場合、利用者の危険を防止するため、区域を定めまして利用を制限し、または禁止することができる事項です。

第6条は、利用者が施設に損害を与えた場合の損害賠償についてです。

なお、条例の施行期日につきましては、平成18年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（相馬和弘） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

○2番（白石玲子） 1点だけ御説明願えればと思います。

こちらは第二工場の跡地の緑化ということですが、以前にダイオキシン類で土壤汚染されていたという経過もございます。その入れかえということは対応していらっしゃいましたけれども、その後、そちらに関しましての確認はできているのかどうかということについて一応伺いたいと思います。

あわせてまして、やはり今回は入れかえをされたという対応をされておりますけれども、長年にわたって汚染されてきたという事実はあるわけですから、そのことによって、やはりそういったものが土壤の中に浸透して、周辺の川とかそういうところに対しての影響というのはどうなのか、そのあたりはわかっている範囲で結構ですので、御答弁お願いします。

○施設管理課長（大野常雄） 旧第二工場の解体、緑地公園の跡地の中で汚染物が出てきたということですが、私どもでは、ごみピット、灰ピット、それから污水配管等の底部から出てきたものにつきましてはすべて撤去しています。土壤の量といたしましては604.5立米ということで、こちらはセメント材の原料として処理処分をしたということでございます。

それから、周辺の川の影響でございますが、私どもでは、旧第二工場、今もうレベルが変わっておりますけれども、そこには約2メートルほどの客土を設けましてその上に緑化

をするというので、出水川等にはそういった汚染物が流れないということになっております。それから、公園のちょうど一番低いところにはピットも設けておりますので、そこから放流するという形になっておりますので、一切河川の方には影響を与えないという形になっております。

○2番（白石玲子） 御答弁ありがとうございます。

後段につきましてはわかりました。

ただ、やはり安全性の確保というのはすごく大事なことです。これからその状況を見守るというのはどうなんでしょうか。やはり見守っていきたいと思います。

それともう1つ、前段なんです。604.5立米ということで、セメント材の原料として確保するということについて、もう少し説明をお願いしたいんですけども。

○施設管理課長（大野常雄） 私どもで出てくるものは、これはマニフェストという形のものじゃございません。これは搬出汚染土壌ということで、通常の廃棄物とは異なるものでございます。あくまでも汚染土壌として処理をするという形になっております。この部分については、今、申し上げましたように、汚染土壌につきましてはセメントの固化材ということで持っていきっております。その場所もきちんと明記されておまして、これはすべてセメント固化の施設の方に持っていきまして、材料として使っているという形でございます。

○2番（白石玲子） さらに詳しい御説明をいただいたんですが、汚染をされている土壌がセメントの固化材として原料として使われるということの安全性はどうなんでしょうか。汚染されている部分というのは中和するなり何なりという対応をされているのかどうか、少しそこをお願いします。

○施設管理課長（大野常雄） 普通セメント材というのは、焼成と言いまして高い温度でセメントの材料をつくっているわけございまして、その高温の中でそういった土壌の汚染されたものも一緒にその部分を分解してセメント材として使っております。

○2番（白石玲子） これでもう最後にいたしますが、高温ということは800度以上というか、そういう意味合いで理解してよろしいんですか。

○施設管理課長（大野常雄） そういうことで結構でございます。

○1番（並木克巳） これだけの議案として出ておりますので、質問としていささか不適切かもしれませんが、地域のいろいろと要望がございまして、当然、国からの補助事業ということでありまして公園にするということも決まっていることかなと思っておりますが、

地域の中では、多目的なグラウンド、屋外グラウンドにしてほしかったなという御意見もすごく寄せられておまして、将来的な流れで、公園という形からさらに使用料を生むような、また、角度を変えた市民福祉の向上ということでのグラウンドの整備ということへの展開の話が多かったものですから、将来的なそういったビジョンは持ち得ないものか。議案として出されている中でこういった質問というのが不適切かなとは思いますが、そういった要望が寄せられたものですから、お考えがありましたら教えていただきたいなと思っております。

○管理者（星野繁） 第二工場跡地の利用の問題でございますが、管理者会議におきましても野崎市長から同様の話をいただいております。ただ、この第二工場の解体する条件というのは、以前、近隣住民との協定が結ばれておまして、その協定を順守するという考え方でこういう形にせざるを得ないわけでございます。

将来の問題については、公園の中でも遊び場とか、あるいはサッカー場とか、そういう意見があるかと思っておりますが、それは現時点ではそのようなことをできるのではないかということは少し難しいかなと。もう少し先にいって判断をゆだねたいと思っております。

○7番（西畑春政） 1つは、この公園の見取り図があればもっとよかったのかと思えます。広さも少しわかりませんし、上から先ほど見させていただきました植栽の状況なんか、図に入った部分がございますたらもっとよくわかったのかなと思えました。

それと、目的には、福祉増進と生活文化の向上に寄与するとございますけれども、この公園の特徴はどういう形のものがあるのか、お教えいただきたいと思っております。

それと、これは開閉されるわけですから、今後の維持管理は柳泉園がするんだろうと思っておりますけれども、維持管理についても伺いをいたします。

○施設管理課長（大野常雄） 全体の計画ということで、お出しできなかったんですけど、これは当初の計画の中では私どもで議会にもお示しをして、周辺は常緑樹を中心といたしまして、この園路の中は落葉樹を基本とした形で公園をつくっていくということでございます。

いずれにいたしても、全体としてのこの解体工事の経過については御説明する機会があると思っておりますので、そのときにはきちんと議員の方にはお見せすることと考えているところでございます。

あと、維持管理でございますが、私どもでは、周辺の環境等も考えまして、特にこの周りが夜の6時、7時を過ぎますと、工場団地も仕事をやめると真っ暗になりますので、

余り遅くまで公園は開放するわけにはいかないのかなと思っているわけでございます。基本的には私どもできちんと施錠を行いまして、先ほど言いました時間帯の中だけで皆さんには開放していくという考え方で今進めているところでございます。

あと、今後の管理の仕方でございますが、やはり樹木によってそれぞれ発育の度合い等が変わってきますので、これは各年度の中で剪定等を行いながら、実際に公園を利用する方に不便を与えない形で行っていきたいと考えているところでございます。

○議長（相馬和弘） ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） ないようですので、以上をもって議案第5号、柳泉園組合緑地公園条例の質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第5号、柳泉園組合緑地公園条例を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（相馬和弘） 挙手全員であります。よって、議案第5号、柳泉園組合緑地公園条例は原案のとおり可決されました。

○議長（相馬和弘） 「日程第11、議案第6号、平成17年度柳泉園組合一般会計補正予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者（星野繁） 議案第6号、平成17年度柳泉園組合一般会計補正予算の提案理由について御説明を申し上げます。

本議案は、現予算を見直しまして歳入歳出予算をそれぞれ調整する必要がございましたので、現予算の総額41億6,743万5,000円に対し、歳入歳出それぞれ6,980万1,000円を追加させていただくため、御提案を申し上げます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますようよろし

くお願い申し上げます。

○議長（相馬和弘） 補足説明を求めます。

○助役（新井正夫） 補足説明を申し上げます。

「議案第6号、平成17年度柳泉園組合一般会計補正予算」と題した書類をごらん願います。

今回の補正予算は最終調整をさせていただく内容でございます。

初めに、2ページの第1表、歳入歳出予算補正は、款項の区分における予算の補正です。1、歳入及び2、歳出の款項の補正額につきましては、それぞれ記載する金額の調整をお願い申し上げます。

次に、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書でございますが、1、総括につきましては表に記載のとおりでございます。

次に、6ページから記載の2、歳入ですが、款2使用料及び手数料、項1使用料は920万円の増額です。目1施設使用料、2節プール使用料及び3節浴室使用料は、宣伝等の効果により、当初の予測に比べ、プールが18%、浴室が26%ふえる見込みでございます。項2手数料、目1ごみ処理手数料は1,040万円の増額ですが、搬入量が当初の予測量1万5,500トンに対し400トン、2.6%ふえる見込みでございます。

次に、款6諸収入、項2雑入5,416万円の増額ですが、目1雑入の1節資源回収売り払いは、リサイクルセンターで選別回収するアルミ缶、スチール缶及びペットボトルなど市場の値上がりによりまして当初に予定した契約単価を超えて契約することができました。3節電力売り払いについては、クリーンポートの効率的運転と発電電力の確保に努めまして、当初の予定よりふえる見込みでございます。

続きまして、目3受託事業収入ですが、東村山市から平成17年5月まで搬入されたし尿は、当初220キロリットルの計画量に対し、86.51キロリットル少なくなりましたので、備考欄に記載する減額をお願いいたします。

次に、8ページから記載の3、歳出でございます。款1議会費、項1議会費は12万6,000円の増額ですが、組合議員の改選により就任の月数が重複したことによるものでございます。款2総務費、項1総務管理費は187万7,000円の増額ですが、3節職員手当等の増額は、助役の任期満了に伴い、助役の給与に関する条例第6条の規定によりまして退職手当等を支給するものでございます。

また、目4厚生施設管理費は674万1,000円の減額ですが、15節工事請負費の工

事費の契約差金でございます。

次に、款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目2ごみ管理費は764万2,000円の減額ですが、12節役務費はクリーンポートの運転係に人材派遣会社の社員を5名配置しておりますが、その契約差金です。目3不燃ごみ等管理費は2,163万4,000円の減額ですが、11節需用費は粗大ごみ処理施設の定期点検整備費用の契約差金です。

また、13節委託料は、予定数量及び契約差金による減でございます。

さらに、目4資源管理費は1,379万2,000円の減額ですが、11節需用費はリサイクルセンターの定期点検整備費用及び13節委託料は、運転業務委託料の契約差金による減でございます。款5予備費1億1,090万6,000円の増額は、歳入歳出予算の増減額を差し引きし、追加をお願い申し上げます。

なお、予備費については、平成18年度の負担金で精算されます平成16年度分の私車処分費として9,108万5,000円が含まれております。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（相馬和弘） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 質疑なしと認めます。

以上をもって議案第6号、平成17年度柳泉園組合一般会計補正予算の質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第6号、平成17年度柳泉園組合一般会計補正予算を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（相馬和弘） 挙手全員であります。よって、議案第6号、平成17年度柳泉園組合一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

○議長（相馬和弘） 「日程第12、議案第7号、平成18年度柳泉園組合経費の負担金について」及び「日程第13、議案第8号、平成18年度柳泉園組合一般会計予算」は関連がございますので、一括議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 御異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者（星野繁） 議案第7号、平成18年度柳泉園組合経費の負担金についての提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組合規約第14条の規定によりまして負担金の算出方法及び負担額について定めるものでございます。

続きまして、議案第8号、平成18年度柳泉園組合一般会計予算の提案理由について御説明申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ33億6,936万8,000円で、前年度に比べ6億7,816万7,000円、16.8%の減でございます。予算編成に当たりましては、柳泉園組合を取り巻く財政状況に留意し、財源の確保と経費の削減などによりまして関係市の負担金を減額することに努めてまいりました。

なお、平成18年度の主な施策につきましては施政方針で申し上げたとおりでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（相馬和弘） 補足説明を求めます。

○助役（新井正夫） 補足説明を申し上げます。

初めに、平成18年度の事業計画は、予算見積もりの根拠となっておりますので、予算資料について御説明申し上げます。

予算書の後ろに添付しております議案第8号資料「平成18年度柳泉園組合一般会計予算資料」と題した書類をごらん願います。

1ページ目に記載の1、組織の人員配置計画ですが、合計欄の職員56名は前年度当初に比べ1名減です。なお、表の下段にも記載しておりますが、このうち関係市と人事交流の職員が3名、再任用職員が1名です。

2の組織図は記載のとおりでございます。

次に、2 ページに記載のごみ処理計画ですが、1、搬入予想量内容及び施設別処理計画は、各市が予測された量をもとに計画いたしました。可燃と不燃ごみ等の搬入予想量の合計は9万430トンで、平成16年度の実績に比べ0.9%の増です。この搬入予想量によりまして、各施設の稼働日数、処理内訳、埋め立て処分計画量につきましてはそれぞれ表に記載のとおりでございます。

また、可燃ごみ、不燃ごみ等及び資源物の処理計画につきましては、3 ページのフローシートに記載するとおりです。

続きまして、4 ページに記載の4、ダイオキシン類測定及びその他分析調査計画ですが、各測定項目と実施時期、検体数及び排出基準については、それぞれ表に記載のとおりでございます。

次に、5 ページに記載するし尿処理計画ですが、各市が予測された量により、1、搬入予想量及び処理計画は表に記載のとおりです。また、2、し尿水質・臭気分析調査計画につきましては、分析項目と実施時期をそれぞれ記載する内容で計画しております。3、施設の運転に関する下水道排除基準は、施設の稼働に伴う基準でございます。

次に、6 ページに記載する厚生施設運営計画ですが、野球場を初め各施設の利用期間及び回数など、また、2、水質等分析調査計画は、プール及び浴室の水質を分析する項目と検体数です。内容は記載のとおりでございます。

次に、7 ページには、歳出予算を目的別に区分した内容と、性質別に区分した内容を一覧表にまとめました。

また、8 ページは経常的経費と臨時的経費ですが、前年度及び本年度の内容につきましては、それぞれ表に記載のとおりでございます。

次に、9 ページから記載の平成18年度柳泉園組合負担金の計算方法でございます。少し時間をちょうだいいたしまして説明させていただきたいと思っております。

負担金の負担方法と私車処分費の取り扱いについては、これまでの負担方法を見直し、合理的な計算方法について検討したわけでございます。その検討に当たりましては、組合が所有する土地等の財産を購入した際の負担と施設整備の経過を踏まえ、平等分配の理念に基づく権利と行政需要に応じた責任を基本に負担し、その方法については公平かつ合理的な方法を採用することといたしました。

そして、改正させていただいた内容は主に3点ございます。1点は、3市に共通する経費を区分し、3市均等に負担する部分を新たに設けたことです。2点目は、総務費、ごみ

処理費及びし尿処理費の経常的経費を2分の1に区分した負担区分を改め、その全額をごみとし尿それぞれの搬入量で負担することにいたしました。3点目は、私車処分費の精算について、ごみ処理手数料をもとに計算する方法を改め、留保する金額を少なくしたことです。

以上が、経費区分と負担方法について改正された内容でございます。

次に、10ページの負担金の計算式について御説明申し上げます。

まず、財産的経費ですが、公債費に係る負担は1の計算により4分の1及び4分の2の負担額です。また、議会費、総務費の報酬及び厚生施設に係る経費等は3市に共通する経費として均等に負担するため、2の計算により(2)の金額が各市の負担額です。

次に、経常的経費ですが、従前は経費の2分の1についてごみとし尿の合計搬入割合の負担でありましたが、その部分を改めまして、共通経費の全額をごみ処理費とし尿処理費の構成比で按分し、按分したそれぞれの額をごみとし尿の各経費に加算し、それぞれの搬入割合で負担することになりますので、ごみの分は(3)の計算による金額が各市の負担額です。また、し尿の分は(4)の計算によります。

なお、東久留米市環境整備負担金は、ごみの分が(5)に、し尿の分が(6)にそれぞれ記載する金額が2市の負担額です。なお、経常的経費の計算方法を変更した影響は極めて少ないものですが、負担区分を明確にし、合理的な負担になります。

次のページに記載する5、負担金の表は、財産的経費及び経常的経費それぞれの内訳と合計金額でございます。そして、私車処分費の精算額を差し引きした計算がその下に記載する表です。

また、次の7は、前年度の負担金と比較した内容です。なお、私車処分費精算の計算方法は、広域処分組合の負担金をもとに計算していましたが、これを改めまして、柳泉園組合のごみ処理手数料に占める処分費相当額をもとに計算することにより予備費に留保する金額が少なくなり、結果として関係市の負担金も減額となります。

以上のとおり、今回の見直しによりまして計算方法の正当性を確保し、合理的な財政運営に資することができると思いますので、所期の目的を達成することができたのではないかと判断しています。

次に、13ページに記載の平成18年度柳泉園組合未償還債務に関する資料は、14ページに記載の平成18年度償還表ですが、ごみ処理施設、し尿処理施設及び厚生施設の債務に関する平成18年度末における債務に関する見込みと平成18年度の予定です。そ

それぞれの金額につきましては表に記載のとおりでございます。

続きまして、15ページに記載の償還表は、施設整備に係る事業債の借入れ額及び今後の予定でございます。なお、平成17年度末未償還元金は90億5,159万2,500円でございます。

次に、16ページに記載の基金残高見込ですが、3件の基金については表に記載のとおりでございます。

最後に、17ページに記載の負担金の将来予測ですが、この予測は、平成18年度予算案をベースに一定の条件を歳入歳出を計算し、平成22年度までの負担金を予測いたしております。

続きまして、予算案について御説明申し上げます。

「平成18年度柳泉園組合一般会計予算書」と題した書類をごらん願います。

2ページに記載の第1表、歳入歳出予算ですが、予算総額につきましては33億6,936万8,000円、前年度に比べ16.8%の減です。款項の予算額は表に記載のとおりでございます。

続きまして、3ページに記載の第2表は債務負担行為でございます。

次に、7ページに記載の歳入歳出事項別明細書ですが、1、総括の歳入歳出それぞれの内容は記載のとおりでございます。

次に、8ページから記載の2、歳入ですが、款1分担金及び負担金、項1負担金は予算額21億9,481万7,000円、前年度に比べ1億9,724万6,000円、8.2%の減です。

なお、各市の負担金につきましては説明欄に記載のとおりですが、前年度に比べ、清瀬市は3,385万9,000円、7.2%、東久留米市は4,504万2,000円、6.4%、西東京市は1億1,834万5,000円、9.7%それぞれ減となっております。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料は予算額6,731万1,000円、前年度に比べ871万1,000円、14.9%の増です。プール及び浴室使用料が増えています。

項2手数料は予算額4億6,700万円、前年度に比べ6,400万円、15.9%の増です。なお、下半期の手数料が変わりますので、その搬入量を予測しております。

次に、款3財産収入、項1財産運用収入は科目存置でございます。なお、基金につきましては安全を最優先に管理いたします。

次に、款4繰入金、項1基金繰入金ですが、予算額1億1,139万4,000円、職員退

職給与基金を取り崩し、定年退職による職員4名の退職金に充当させていただく予定でございます。

次に、款5繰越金、項1繰越金は予算額3億1,000万円、前年度に比べ900万円、3%の増です。

次に、款6諸収入、項1組合預金利子は科目存置でございます。項2雑入は予算額2億1,884万4,000円、前年度に比べ2,554万8,000円、13.3%の増です。特に資源物回収売り払い等は、契約単価の関係により1,862万9,000円、20.7%の増です。また、電力売り払いは、クリーンポートの効率的な運転と消費電力の関係により628万3,000円、6.3%の増でございます。

次に、14ページから記載の3、歳出について御説明申し上げます。

初めに、款1議会費、項1議会費は予算額506万7,000円、前年度に比べ5,000円、0.1%の増です。

次に、款2総務費、項1総務管理費は予算額6億3,649万8,000円、前年度に比べ5億7,377万円、47.4%の減です。これは前年度において緑化整備事業を実施したためでございます。目1人件費は3億1,956万8,000円、前年度に比べ7,729万7,000円、31.9%の増です。職員の退職手当がふえておりますので、退職手当を除きますと133万2,000円の減です。なお、一般職の人件費は1,971万4,000円、3.7%の減です。

16ページに記載の目2総務管理費は9,750万2,000円、前年度に比べ1,316万6,000円、11.9%の減です。主に弁護士報酬、業務委託等の減でございます。

18ページに記載の目3施設管理費は7,795万6,000円、前年度に比べ6億5,792万9,000円、89.4%の減ですが、本年度は工事がありませんので、大幅に減額となっております。

次の目4厚生施設管理費は1億4,147万2,000円、前年度に比べ2,002万8,000円、16.6%の増ですが、需用費の光熱水費がふえております。前年度までの下水道代は、井戸水の使用量を考慮せずに各施設の上水の使用量で按分し、適正な負担になっておりませんでしたので、これを見直し、適正な負担に改めることによりまして厚生施設の分はふえておりますが、ごみ処理施設の分は減になり、全体では355万円の減額です。

次に、20ページから記載の款3ごみ処理費、項1ごみ処理費の予算は15億486万

1,000円、前年度に比べ4,890万6,000円、3.1%の減でございます。目1人件費は、技術課と資源推進課に配置の職員分ですが、職員数が1名減となっております。目2ごみ管理費は、クリーンポート施設に係る予算ですが、予算額は6億3,125万6,000円、前年度に比べ1,572万4,000円、2.4%の減です。主に11節需用費の光熱水費が減でございます。

22ページの下段に記載する目3不燃ごみ等管理費は不燃、粗大ごみの処理に係る予算ですが、予算額は2億7,187万7,000円、前年度に比べ1,379万9,000円、4.8%の減です。主に粗大ごみ処理施設の機械部品、施設の運転業務、手選別作業及び不燃物再利用委託等の委託料が減でございます。

続きまして、24ページに記載の目4資源管理費は資源物の処理に係る予算ですが、予算額は1億9,622万4,000円、前年度に比べ434万1,000円、2.3%の増です。主にリサイクルセンターの定期点検整備補修費がふえております。

続きまして、目5し尿管理費は6,017万1,000円、前年度に比べ435万9,000円、6.8%の減です。し尿の搬入量が減少しておりますので、主に光熱水費が減でございます。

次に、款4公債費、項1公債費の予算額は10億9,894万2,000円ですが、目1元金は前年度に比べ961万4,000円の増です。これは平成14年度に借り入れた福祉施設の償還元金がふえております。また、目2利子はごみ処理施設建設の償還元金が減となっております。その差し引きの結果、公債費は150万4,000円、0.1%の増でございます。

次に、26ページに記載の款5予備費の予算額は1億2,400万円、前年度に比べ5,700万円、31.5%の減です。負担金の御説明でも触れましたが、私車処分費を精算するため留保する費用が減でございます。なお、平成19年度に精算する予定の私車処分費9,027万2,000円が含まれております。そのほか不測の事態に対応するための費用を留保させていただいております。

次に、28ページから31ページまでの給与費明細書でございます。また、32ページの債務負担行為に関する調書、最後のページに記載する地方債に関する調書につきましては、それぞれ表に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（相馬和弘） 以上で提案理由の説明は終わります。

これより一括して質疑をお受けいたします。

その前に、先ほど公園の見取り図ということでお求めがありましたが、資料が用意できませんでしたので、お配りをさせていただきます。

それでは、一括して質疑をお受けいたします。

○3番（上田芳裕） 今ずっと説明を聞いて、大体おっしゃることはよくわかるんですけども、少し1点だけお聞きしたいんですが、容り法の関係で西東京市が独自にやられるということで17年度の行政報告で報告されていますね。それは残念か残念でないか、その評価はいいですけども、そこで、私の読み方が間違っているのかわかりませんが、18年度の予算の中で、いわゆる容り法の関係で西東京市の結果、どのように予算に反映されてきているのか、影響してきているのか。この辺はどれをどう見ればわかるのかなと思いつつ聞いておったんですが、その辺少し教えていただけますか。

○参事（平山福美） 御質問の趣旨は、18年度に容り法の関係がどう関連しているかということの御趣旨だと思いますけども、実際にこの組合の予算を組む段階で、去年の8月と記憶しておりますけれども、3市から18年度のごみの予測量というものを文書でいただいておりますので、それを集計してこの書類ができ上がっている関係もございますので、恐らく容り法の関係のごみがどこかへ回るということは考慮されていないままで積算されているのではないかと理解しているところでございます。

○3番（上田芳裕） おっしゃる意味わかりました。その時点では当然その想定はされていなかったと、こういうことですから、そういう予算組みをしておる、こういうことですね。行政報告はたしか11月29日でしたよね、行政報告の中でそういうことが発表になったわけでありまして。17年11月29日の行政報告でありますので、この予算を作成する時点ではわかりましたけれども、11月29日に行政報告されていまして、したがって、西東京市のいわゆる容り法に関する分離独立のアクションというのは当然18年度に繰り込まれてくるべき内容です。そういうふうに私は簡単に理解したんですが、その考え方は間違いかな。

作成時期はわかりましたよ。作成時期はそれを想定していない。だから、そのまま出してきたと。それはわかりますけれども、本来は、その後、急激な変化があったわけですから、その分がどのくらい想定できるかはわかりませんが、当然影響はするだろうから18年度に編成しなければいけない。こういうことだろうけれども、事務的に間に合わなかったということであれば、それは補正なり決算なりでしていくのかな。その辺の事

務的な対応の問題と、行政報告をした時点でいわゆるこういうことになったわけですから、私は簡単に18年度には、予算の中でどういう形になってくるのかわかりませんが、影響してくるんだと単純に考えたんですが、その辺を組合議員としてはどう理解するのが正しいのかな。その辺少し教えていただきたいと思います。予算に関する技術的なことはわかりました。ですから、行政報告と予算との整合性の問題です。

○管理者（星野繁） 去年の段階では、今、御意見があったような状況だったんですけど、まず、その考え方、当初8月の段階は従来どおりの考え方が示されて予算編成に当たってきまして、11月の段階で個別対応ということになって、いろいろ予算編成上、検討してきたわけでありまして、ことしの1月になりまして協会に届け出をいろいろ協議した結果、18年度中の実施は大変難しい状況になったという御報告がありまして、したがって、18年度については従来と同じ考え方でいかれたと私は考えております。ということは、容り法の対応については19年4月以降でございますか、本格的な稼働を目指して協議を進めていきたいということでございますので、従来の考え方と結果的に違わなくなったという理解をしているところです。少し難しいですか。

○3番（上田芳裕） 3回目ですので、これ以上少し質問できないのかもわかりませんが、もう一遍少し整理しますけれども、それは少しまずいんじゃないでしょうか。まず、技術的なことはさっき聞きましたので、わかりました。それは理解できます。

私が理解しているのが間違っているというのであれば御指摘いただければ結構なんですが、平成17年11月29日の行政報告で、いわゆる西東京市が容り法に関しましては独立していきますよという報告がありました。これは極めて残念だとかという話がありましたけれども、そういう感想はまあいいんですけれども。その時点で私は、恐らく皆さんもそうだと思うんですけれども、18年4月1日の新年度からそうなるんだろうと簡単に考えてしまったわけですが、それはあなたの勝手だよと、それは間違いだよというのであれば指摘していただいて結構なんですが。私はそう考えてしまったんですけど、ですから、その18年度の予算との整合性はどうなのかというのは、今、技術的にはわかりましたよ。わかりましたけれども、11月29日の行政報告した時点で当然影響があるわけですから。いや、もうそのときは印刷にかけて間に合わなかったんだよというのであればそれはそれでいいんですけれども、本来は、そうしたならば、きょうの行政報告で、11月29日に行政報告して実際は18年度に始まるであろうと想定された方もおられると思いますが、それは間違いで19年度ですよというのが正しいのか。あるいは18年度

に当初、西東京市はやる予定だったんですけれども、それがどうもふぐあいがあるらしくて18年度は従来どおりで19年度になりますと。したがって、予算は調整していませんということなり、やはりきちんと報告すべきだろうなど。私が勝手に考えて言っているからそういう論理構成になるんだろうと言われればそうなんですけれども、それはやはりきちんと——これは大事な問題なんです。予算編成上の技術の問題だけではなくて影響額の問題から、また繰り返しますけども、そもそも論の柳泉園構成市の信義則の問題にまで発展しているだろうと私は思っていますので、ですから、東村山市と調整に入ったらどうですかと、こう言ったわけですよ。

だから、本来18年度にやるべきことで進んでいったけれども、結局、西東京市はどうもふぐあいが発生したようですと、だめなようですと、19年度になりますということになりますと、もういいかげんにしてくださいよと、こうなりませんか。西東京市の車をとめてくださいよと。何を言っているんですか、今ごろになってと。こうなるんですよ、東久留米市の市民の感情とするならば。だめになりましたこと自体だって問題が多いのに、いや、またそれがだめになって実は修正しますので19年度と。そこを何とかお願いしますよと。そういう問題ではないんじゃないですかと。これはしっかりしてもらわないと困るんですよ。

だから、さっきの助役の期末手当も私は本当は反対してもいいんですけども、要するにちゃんとしっかりしてくださいよ。給料を減らすとか減らさないとかそんな問題なんかよりももっと重要な問題なんです、私に言わせれば。管理職でも職員でも100%全部もらってくださいよ、堂々と。そのかわりちゃんと仕事してください。こういうことを私は言いたいんです。それはだめですよ、そういうのは。

まあ、管理者は西東京市の状況というものをどこまで把握しておっしゃっているかわかりませんが、私は荒っぽく言って簡単に言って、3回目の質問ですので、少しあれですけども、18年度の予算作成の時点では全くわからなかったと。11月29日の行政報告でそうなったと。そうなった時点で本来ならば予算作成をし直さなければいけないです。私はそう思います。ただ、技術的にそれは無理なんです、もう印刷にかけちゃいましたからと、これはあり得ると思うんです。そうしたら補足説明できちんと、18年度の説明でなかったものですから、どう読むんだと私は聞いたんです。それは補足説明でなければまずいですよ。しかし、結果として、それがまたフィードバックしたから質問が出たからお答えしますけども、実はこうなんですと、こういうことでしょう。それはまず

いですよ。そういうことが大きな問題になっていくんですよ。私は、そういうことだったらこの予算は本当は賛成したくない。だって、11月29日の行政報告から変わっていないだろうということを前提に午前中も私は質問しているわけですから。西東京市のトラックをとめてくださいよ、そうしたら。そういう話になりますよ。

まあ、管理者は一生懸命やって悩んでおられるし、管理者だけを責めるというのも少しいかなものかとは思いますが、まずいですよ、こういうやり方は。一生懸命やられて悩んでおられる当事者でもあるから本当は助けてあげなければいけない立場だろうとは思っていますけどね。私が管理者だったらと言いたいですけども、そんなことは永久にないですから、そんなあれですけど、私は西東京市のトラックをとめます、そうしたら。ゲートを閉めちゃいます。そんな軽い話ではないんじゃないですか、容り法の問題そのものもそうだし、分離独立してやっていくという話もそんな軽い問題ではないでしょう。だから、長い間、3市でもって共同してやってきた経過があるんだろうと思います。私は18年度の予算に賛成したらいいんですか、反対したらいいんですか、どちらですか、こうなりますよ。

18年度にのるであろうことは管理者も多分想定されていたと思うんですけども、それが18年度にだめになって19年度になった。まあ、詳しくどこまでお知りになっているかわかりませんが、それは我々だって議会の代表して来ていますので、説明責任があるわけですよ、本会議での。よくわかりませんが、そういうことですから納得してくださいなんて、おまえはばかかと言われますよ、ほかの議員からもほかの市民からも。これ、少しきちんと説明してください。これ、だめですよ、それは。何でそうなったのか。だめになりましたからしょうがないですって、そんな人のいいことじゃ困るんですよ。なぜ、だめになったんですか。少し教えてください。

○管理者（星野繁） 後ほど参事から御答弁をさせますけれども、私の理解は、18年度に西東京市が個別対応をするという話が決まりまして、ただ、そのときの状況というのは、容り法の対応というのは少なくとも市民の理解をやはり前提としなければできない話ではありませんから、少なくとも18年の4月以降、それぞれの地域の説明に入りまして半年はそういう説明期間を要する。突然にやりますというわけにいきませんから、行政側の対応もそうですし、市民の皆さんの分別その他のこともちゃんと考えていかなければいけませんから、その程度のことは考えていたんです。ですから、少なくとも半年間は柳泉園組合で軟質系のプラスチック類の焼却というのは当然やらなければならないと考えていました。

それで、その以後、いつから実施するかということについては具体的な説明が実はなかったわけですね。

そういうことで、西東京市からは焼却量についての説明が来ておりましたから、予算計上上はそういうことで計上をしてきたわけですが、先ほど申し上げましたように、今年の1月に入りましてそういう報告がございましたから、これは予算はそのままにしているわけですが、具体的には参事から御説明させていただきます。

○参事（平山福美） ただいまの管理者の答弁と重複するかもしれませんが、先ほどお話し申し上げましたように、8月の段階でごみの量を把握していたわけですが、その後、御指摘のように、11月29日には西東京市が独立してやるということになったわけですが、このときに18年度中という言い方でありました。いつからということが具体的に何月ということまで話が踏み込んでいなかったものですから、私どもでも確認をしなかったということもありますけれども、管理者からお話ありましたように、住民説明会だとか業者選定とかいろいろ非常に難しいものを含んでおりますので、実際に18年度の何月からできるかということが明確でなかったこともございまして、現状では8月に出てきたごみの量で、このごみをいかに処理するかということで予算編成はなされているということで御理解いただきたいと思っております。

○3番（上田芳裕） 議長のお許しを得たのであれですが、わかりました。おっしゃっている意味はよくわかりました。

だから、私は、緊急事態発生だと午前中も言いましたけど、危機の認識の度合いの違いがあったんだと言われればそうなのかもわかりませんが、これはやはり大事なことです。そういう細かいことの詰めもやっていたらいいかと、事務連絡協議会も先ほどの話だとひんぱんに行われているようだし、管理者会議もあるようですから、これは大事な問題ですから、その辺はやはり詰めていただかないと、これは具体的に予算に反映する話ですから今私はお話し申し上げているんですけど。

だから、要するに物事を明確に1つ1つ詰めていかないとだめですよ。独立するなら独立するで結構です。では、いつですかと。それは具体的に予算はどうするんですか。負担割合はどうするんですかと、そういう話になるわけですから。事務担当に私が言う話ではありませんけれども、これはなぜそう言っているかということ、我々が聞かれるからですよ。我々が住民に聞かれてほかの議員に聞かれるからですよ。よくわかりませんという報告は我々にはできないんですよ、申しわけないんですけども。ですから、そういう話をしてい

るんですけどね。事務担当のお話も管理者の苦衷も十分よくわかりますけれども、困ったなという思いを持って今少しマイクを持って話をしているんですけども。せっかくの議長のお許しですので、余り長く話をすると申しわけないので、よくわかりました。

○2番（白石玲子） 2点だけお尋ねしたいと思います。

予算の関係ですので、大方は別にそれでよろしいかと思うんですけども、1点目は、午前中にも少し質問させていただきましたが、入札の関係で最低制限価格の問題と予定価格の問題、いろいろ研究はされていらっしゃると思いますけれども、来年度も恐らく事故などは起こらないように願いたいと思いますけれども、やはりどこで破損とかそういうものが起こるかかわからないのがこの柳泉園だと思います。そういった意味では、そういった状況が起こったときにはそのあたり、入札の問題に関しては慎重に対応していただきたいと思います。なおかつクリーンポートの維持管理の関係でもかなりもうお金がかかっているわけですから、それに関しましてもやはり対応方ちゃんときちんとしていただきたいということで、これは要望なんですけれども、御答弁を一応お願いしたいと思います。

それから2番目です。負担金の将来予測のところなんです、前から言われておりました粗大ごみ処理施設の更新の問題なんです、容り法は各市対応という形になっていくと思いますけれども、こちらに関しましては一応、費用計上はしていないということで書かれています。ただし、今後の見通しを考えれば当然のことながら必要になってくるのはもうこれは目に見えて明らかですので、そういった意味では、もしそれが出てくるとしたら平成19年度、20年度あたりからではないかと思うんですけども、その点についての見通しは、書かれてはおりませんが、柳泉園としてはどんなように予測をし、考えていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

○管理者（星野繁） 粗大ごみ処理施設の更新の問題ですが、計画では平成20年ということが視野に入っているんです。ただ、その前提として、前回、答申をいただいた内容というのは、し尿処理施設がその役割を終えるということが前提でございますが、それがなかなかそういうところに来ていないかなという感じもしているんです。

いずれにしてもやはりし尿処理施設というのは、最終的にはどこかで残るんですけども、残るものをどうお願いしていくか。例えば東村山市に新しいし尿処理施設ができて、あそこは少し余裕があるわけです。ですから、柳泉園組合で非常に少なくなったし尿処理についてはそういうところをお願いすることも1つ可能か、あるいはこの柳泉園管内で何かそういう最終的なし尿処理をする小さな施設をつくる必要があるかどうか、あるいは

はこの粗大ごみ処理施設の更新の場所は、答申では今のし尿処理施設を解体してあの場所につくりなさいという答申を受けましたけど、そのほかのところにつくることが可能かどうか、そういうことを総体的に検討しなければいけないのではないかと考えておりますが、いずれにしても19年度、20年度で具体的な検討に入ることが必要ではないかと考えております。

○総務課長補佐（涌井敬太） 契約の關係の御質問についてですが、従前から総務課長等が答弁しているとおり、契約に関しては透明性を図れるように透明性、競争性の確保に向けて取り組みを今後も続けてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○2番（白石玲子） 御答弁ありがとうございます。

入札に関しましては状況を見守りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、やはりし尿処理施設の跡地にできる予定の粗大ごみ施設の關係なんですが、東村山市には、直接、構成市ではありませんけれども、ある意味では持ちつ持たれつみたいなところがございまして、柳泉園でも受け入れをしていたということもございまして、そういった意味での御協力というのはお願いをできればと思っています。また、それは、でも、相手方もあることですので、御協議のほどをよろしくお願いいたします。

いずれにしても粗大ごみ処理施設の關係というのはこのまま放置しておくわけにもいかなない問題だと思いますので、来年はともかくとしても今後、平成19年ぐらいあたりからは検討に入っていないと準備に入っていないかと思っています。また新しい管理者になるとそちらでもまた大変かと思いますが、よろしくお願いいたします。

○8番（小野幸子） 17ページの一般廃棄物処理基本計画の策定業務委託というのがあります。これは基本計画の見直しというか、18年度から何年間とか、そういうことになるものなのでしょうか。これが1つ。

あと、これはこの予算書にはないんですが、少し私、お聞きしておきたいことがあります。厚生施設にAED助細動除去装置というのが、最近、清瀬市でも今回、公共施設につけたわけなんですけども、都の補助が100%出るということで、そういう装置というのはここにはついているのかどうかということなんです。やはり、もしそうでなければ、自治体があればいいのか、こういう公共施設にはつけられないのか。やはり人の出入りが多いところですし、そういう装置というのは必要ではないかなと思いますので、その辺少し御答弁いただければと思います。

それから私、前回の議会のときに震災時の備蓄品ということで質問いたしましたときに少し私、聞き違いちゃったんですが、飲料水ということだったんですね、備蓄してあるのは。私、やはりこういう施設ですし、一定の備蓄品というのは必要ではないかと思うんです。職員のためだけでもなくて、やはりここはかなりしっかりした建物だと思いますし、そういう意味では避難場所にもなる可能性もなきにしもあらずだと思うし、もしあれだったら指定になるのかもしれませんが、そういうことからいっても、また、厚生施設の部分ではかなりの利用客もあるということもありますので、そういう検討もやはりしておく必要がないのかどうか。

その2点をお尋ねしたいと思います。

○助役（新井正夫） 一般廃棄物の処理基本計画の策定のご関係でございますけれども、これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第6条に基づきまして、平成13年度に処理対象全域における一般廃棄物の処理基本計画を策定しております。それで、本年度は同計画策定後、5年目となりますので、その見直しをする時期なんですね。それで、関係市で発注する一般廃棄物を適正に処理する上で、長期的な視点に立った基本的な方針となる計画の見直しが必要になるために策定をするものでございます。

委託の内容といたしましては、関係市が制定いたします一般廃棄物処理基本計画を取りまとめて、平成13年度より組合が策定した同計画書を整合性を図って、組合における総合的なごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画を策定するものでございます。

○施設管理課主幹（蛭田義一） 厚生施設でAED装置、心臓の心肺蘇生の装置だと思いますが、私どもの体制では、救急法救急員の資格を持った方がプールに多数おります。救命を必要とされる場合は、その方々に指示し、カバーしていただくわけなんですけれど、救命具は一般のものがございまして、ほかに呼吸補助の酸素ボンベを用意させていただいております。

心肺蘇生につきましては、私どもも一応の検討いたしました。今のところ救急を要するときに東久留米の救急隊を呼びますと5分から7分程度で来ていただいております。また、今後このことにつきましては、私も研究はさせていただきたいと思っております。

○施設管理課長（大野常雄） 小野議員から、一定のものを設置すべきではないかということで、私どもも、クリーンポートができましたものですから、当然そういったことも含めて、地元の東久留米市なんですけども、そちらの防災の方ともお話しいたしました。柳泉園のあるべき姿として何か御協力があればということでお話ししたんですけれども、基

本的には各市においては、例えば柳泉園の近くでいえば下里小学校とか、それからそれぞれの場所に市の責任においてその備品等を置いて震災時には対応しているということを聞いております。

前にもお話いたしましたけども、柳泉園のグラウンドそのものは一時避難場所という形になっておりますので、その場所に来られた方について柳泉園で何も提供しないということにはならないと思うんです。ただ、組合としてそういったもの、一定のものを一般市民の方に用意をするという形には現在はなっていない。これについては、先ほど申し上げておりますように、各市の中でそれぞれの地域の住民に近い場所にそういったものはきちんと用意されていると聞いているところでございます。

○8番（小野幸子） 一般市民のということでもなくとも、まず、ここにもかなりの職員がいらっしゃいますので、やはり一定の備蓄は必要ではないかと思っておりますので、それは今後検討していただければと思います。

それから、AEDのこともぜひ検討していただければどうでしょうか。その辺は少し意見として申し上げておきます。

○1番（並木克巳） それでは、1点。これは要望になってしまうかもしれませんが、お伺いしたいなと思っております。

18年度の予算ということで、前年と比べてもかなり削減されていると。ただ、その中身というのは、大きな事業というのが前年あったものが削減になっているよということになっているのかなと思っております。

予算を判断していく上で、非常に私たちは、構成市の中でコスト意識というものをすごく市民の皆様も関心を持たれておるという中で、キロ単位なのか、トン当たりなのかというのが少しわからないんですけれども、処理していく原価みたいな計算というものがどのように把握されているのか。特に年度、年度では、原価の推移というものからも組合の努力、また、その削減結果というものを比べていく必要もあるのかなと思っております。そういった資料があるのか、また、そういった視点からも前年度と比べて今年度の努力が達成できたと、そういった管理も必要かなと思っておりますので、そういった視点のお考え。原料等の高騰ということもありますし、そういったものの背景というのも例えばコストの中に反映していればそういった理由もしっかり示しながら、コスト意識というのが発表できるかなと思っておりますので、そこら辺のお考えと、できますればそういった資料をまた添付していただければ私達も判断材料としては非常にいいかなと思っております

ので、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（相馬和弘） ごみ処理にかかわらずですか。

○1番（並木克巳） そうですね、原価の。

○助役（新井正夫） 組合の負担金を抑制するためにどういうことを考えているかということから、まずお話をさせていただきたいと思いますが、財政運営の基本的な姿勢は入るを量り出ざるを制すという考え方を念頭に、歳入の負担金以外の自主財源を確保するため、施設を安定的に運用することにより、施設使用料を初め資源物の回収を徹底し、また、発電電力を最大限に確保するとともに節電に努めて使用料及び諸収入をふやすことに努めているところでございます。

一方、歳出は、抑制するためには経費の多くを占める施設の定期点検整備及び縮小する事業など事務事業の執行に当たって精査し、経費を節減することに努め、さらにそれぞれの分野で工夫に努めることが重要であると考えております。

それで、先ほど並木議員から単価の問題があったわけですが、これにつきましては今後、十分検討してまいりたいということでございます。

○1番（並木克巳） 検討という言葉をいただきまして、特にこれから原価意識というか、原価計算、キロなのかトンなのか、例えば原油の高騰と、そういうものがどのように影響しているか、また、その人件費、さまざまな努力をされているというのはもうまさにキロ当たり、トン当たり、どのような価格で処理できているかということが大切な指標かなと思っております。前向きな検討ということでありますけれども、これはぜひ、市民の皆様に対する説明というのは逆に柳泉園組合の努力を皆様に御説明するという大切な資料にもなるかと思っておりますので、そこら辺のノウハウはもう皆さんあると思いますから、ぜひわかりやすい処理原価の公開をお願いしたいなと思っております。よろしくお願いたします。

○4番（山崎英昭） 2点なんですけれども、1つは、先ほども質疑があったかと思うんですが、この当初予算に関しては、容り法、西東京市が抜ける抜けないは別として、それぞれ各市の計画に基づいて18年度中に努力していくということだと思んですが、先ほど管理者からもお話ありましたけれども、それぞれの市において容り法を実行していくために説明も含めて大変努力が必要なことになってくると思うんですが、そうしたことも含めて、今回のこの当初予算においてはごみの搬入量を含めて容り法の考慮をされない状態での予算であると認識をしていたんですが、それを確認させてください。

もう1個は少し全然違う話なんですけど、先ほどの施政方針の中にも、組合運営について各方面から高い関心が示されている状況にあるので、可能な限り保有する情報を公表することが求められていますということで、情報公開、説明責任を果たしていくという大変いいことだと思うんですが、それに関して、議会の場合、議事録をこういうふうに紙でつくられていますけれども、これも含めてなんですけど、どのような運営をされていくかという、一番、管理者会議で決まってくんだと思うんですが、当然、公の会議で議事録もとられていると思いますので、ホームページ上でインターネットで公開されてはどうかと思うんですが、その辺に関してはお考えをお聞かせください。

○参事（平山福美） 容り法の点でございますけれども、山崎議員、御指摘のように、今回の18年度予算は3市とも容り法の分別収集は考慮されていない量で予算が編成されているということで御理解いただきたいと思っております。

私ども、その辺は非常に危惧しているんですが、実施するのが10月になるのか、12月になるのか、分別収集が始まりますと、恐らく不燃ごみが極端に減ってくるという状況は目に見えてわかるのではないかと考えています。その段階で余りおびたしく減るようであれば、今回の予算もまた途中で補正をするとか、そういうことは検討してまいりたいと考えております。

○総務課長補佐（涌井敬太） 定例会等の会議録の公表についてということでございますが、現在はホームページ上には載せていないんですが、近い将来、載せられるように現在、検討している段階でございます。見守っていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（相馬和弘） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） ないようですので、以上をもちまして議案第7号、平成18年度柳泉園組合経費の負担金について及び議案第8号、平成18年度柳泉園組合一般会計予算の質疑を終結いたします。

会議の途中ですが、ここで10分間、暫時休憩いたします。

午後 2時55分 休憩

午後 3時10分 再開

○議長（相馬和弘） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

○議長（相馬和弘） これより議案第7号、平成18年度柳泉園組合経費の負担金について討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第7号、平成18年度柳泉園組合経費の負担金についてを採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（相馬和弘） 挙手全員であります。よって、議案第7号、平成18年度柳泉園組合経費の負担金については原案のとおり可決されました。

続きまして、これより議案第8号、平成18年度柳泉園組合一般会計予算の討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

○8番（小野幸子） 大変努力なさっておられるとは思いますが、少し私、勘違いして議論に参加しなかったんですが、廃棄物の再利用の問題では、去年、私はこの問題で予算に反対をいたしました。やはり安全性の問題というのは、現状でも確立された技術とは言いがたいということがありますし、燃やせばやはり環境の負荷ということが考えられますので、理由は同じなんです。その去年からの状況がよくなったとは考えられませんので、やはり最終処分場の延命の問題というのは、基本的には可能な限りの減量を進めていくということに尽きると思うんです、循環型社会をつくっていくと。そういうことで私は、今回の新年度予算には反対をさせていただきたいと思います。

○議長（相馬和弘） 次に、賛成討論をお受けいたします。

○2番（白石玲子） 一言だけ討論とさせていただきたいんですが、私は今回の予算には賛成はいたします。ただ、やはりこの1年間にわたりまして、先ほどの議員からの指摘がございましたように、廃棄物の再利用の問題や、あるいは事業系のごみの事前説明がなかった点ですとか、そのほか多々、入札の問題、それぞれ指摘もさせていただきました。その点につきましては改善されたものもあるし、改善されていないものもあるし、また、

さらに報告がちゃんときちんとして経過として受けていないものもごございます。そういった意味では、今後、平成18年度に関しましては、そういった内容のものもしっかりと柳泉園としては議会にも報告をしていただきたく、情報の公開に努めていただきたいと思います。また、改善方をお願いしたいと思いますので、その点を申し添えまして賛成いたします。

○議長（相馬和弘） 次に、反対討論をお受けいたします。ごさいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 賛成討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬和弘） 以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第8号、平成18年度柳泉園組合一般会計予算を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（相馬和弘） 挙手多数であります。よって、議案第8号、平成18年度柳泉園組合一般会計予算は原案のとおり可決されました。

○議長（相馬和弘） 「日程第14、議案第9号、柳泉園組合助役の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者（星野繁） 議案第9号、柳泉園組合助役の選任につき同意を求めることについての提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、新井助役より、来る3月31日限り任期満了をもって退任したいとの申し出がごございますので、地方自治法第162条の規定により、新たに柳泉園組合助役として森田浩氏、森田さんにつきましては経歴書をお手元に差し上げていると思いますが、現東久留米市の総務部長でございますが、森田さんを選任いたしたく議会の同意をお願いするものでございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（相馬和弘） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本件は人事案件でございますので、質疑及び討論を省略して採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（相馬和弘） 挙手全員であります。よって、議案第9号、柳泉園組合助役の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意されました。

ここで、新たに柳泉園組合助役に選任されました森田助役にごあいさつをお願いいたします。

○助役（森田浩） 御紹介いただきました森田浩でございます。ただいま議員各位の特段の御高配によりまして同意いただきまして、まことにありがとうございます。非常に微力でございますが、与えられた職責を誠心誠意努めてまいりたいと思います。重ねての御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（相馬和弘） ありがとうございます。

ここで、平成18年3月末日をもって退任されます新井助役に一言ごあいさつをお願いいたします。

○助役（新井正夫） 貴重な時間をいただきまして大変恐縮に存じますが、一言ごあいさつをさせていただきたいと思います。

平成14年の第1回定例会におきまして、柳泉園組合の助役という大役を柳泉園組合議会の御同意をいただきまして仰せつかったわけでございますけれども、以来、私といたしましては、公務員生活36年の経験を生かしまして全力を挙げて柳泉園組合業務に推進してまいりました。特にこの間、旧第二工場の解体・緑化整備工事、あるいは福祉施設の工事の完了、さらには事務事業の改善等、私なりに最大の努力をしてきたところであります。この間、正・副管理者を初め柳泉園組合議会議員の皆さん、組合職員、また、関係市の部課長の皆様方には、御指導と御鞭撻を賜りまして心よりお礼と感謝を申し上げる次第でございます。

簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（相馬和弘） ここで、星野管理者より発言を求められておりますので、これを認めます。

○管理者（星野繁） 一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

ただいまの新井助役の後任といたしまして東久留米市から森田さんを助役としてお迎えすることになりました。それらを受けまして、管理者も東久留米市の野崎市長にお願いすることが望ましいとかねてから考えておりましたので、今回、管理者会議におきましても御協議いただいております。

柳泉園組合の課題というのは、今いろいろ御議論いただきましたように、例えば容り法の対応の問題であるとか、あるいは粗大ごみ処理施設の問題とか課題も多いわけですが、皆様方の御指導と御協力をいただきまして、より3市の清掃行政が一層拡充、充実していきますようお願いをしなければいけないと思います。

私もこの4年間、皆様方の御指導と御協力をいただきまして大変ありがとうございました。お礼を申し上げましてごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（相馬和弘） 以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて平成18年第1回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後 3時17分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 相馬和弘

議員 上田芳裕

議員 山崎英昭